

平成 30 年 9 月会議

津幡町議会会議録

平成30年 9 月 4 日再開

平成30年 9 月11日散会

津 幡 町 議 会

平成30年津幡町議会 9 月会議会議録 目 次

第1号（9月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案等上程（議案第61号～議案第67号、認定第1号～認定第11号）	4
1. 議案に対する質疑	8
1. 委員会付託	8
1. 決算審査特別委員会の設置	8
1. 決算審査特別委員会委員の選任	9
1. 町政一般質問	9
3 番 井上新太郎議員	9
7 番 森山時夫議員	13
13 番 道下政博議員	17
1. 散 会（午前11時52分）	23

第2号（9月5日）

1. 出席議員、欠席議員	25
1. 説明のため出席した者	25
1. 職務のため出席した事務局職員	25
1. 議事日程（第2号）	26
1. 本日の会議に付した事件	26
1. 開 議（午後1時30分）	27
1. 議事日程の報告	27
1. 会議時間の延長	27
1. 町政一般質問	27
2 番 竹内竜也議員	27
1 番 森川 章議員	33
6 番 荒井 克議員	40
1. 休 憩（午後2時53分）	43

1. 再 開（午後 3 時10分）	43
5 番 西村 稔議員	43
10 番 塩谷道子議員	44
4 番 八十嶋孝司議員	51
1. 散 会（午後 4 時17分）	57

第 3 号（9 月11日）

1. 出席議員、欠席議員	59
1. 説明のため出席した者	59
1. 職務のため出席した事務局職員	59
1. 議事日程（第 3 号）	60
1. 議事日程（第 3 号の 2）	60
1. 本日の会議に付した事件	60
1. 開 議（午後 1 時30分）	61
1. 議事日程の報告	61
1. 会議時間の延長	61
1. 議案等上程（議案第61号～議案第67号、請願第 6 号、請願第 7 号）	61
1. 委員長報告	61
1. 委員長報告に対する質疑	63
1. 討 論	63
1. 採 決	67
1. 同意上程（同意第 3 号）	68
1. 質疑・討論の省略	68
1. 採 決	68
1. 議会議案上程（議会議案第 4 号）	69
1. 質 疑	69
1. 討 論	69
1. 採 決	69
1. 休 憩（午後 2 時08分）	70
1. 再 開（午後 2 時20分）	70
1. 議会議案上程（議会議案第 5 号、議会議案第 6 号）	70
1. 提案理由・質疑・討論の省略	70
1. 採 決	70
1. 閉議・散会（午後 2 時24分）	71
1. 署名議員	72

平成30年 9 月 4 日（火）

○出席議員（16名）

議 長	多 賀 吉 一	副議長	森 山 時 夫
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
8 番	角 井 外喜雄	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	山 本 幸 雄
税 務 課 長	細 山 英 明	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	伊 藤 和 人	福 祉 課 長	中 村 豊
健康推進課長	葉 名 貴 江	子育て支援課長	山 嶋 克 幸
産業建設部長	岩 本 正 男	都市建設課長	酒 井 英 志
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	吉 岡 洋
環境水道部長 兼生活環境課長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 崎 勉
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎	監査委員事務局長	宮 崎 寿
消 防 長	松 浦 清 市	消 防 次 長	長谷川 優
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学
学校教育課長	羽 塚 誠 一	生涯教育課長	本 多 延 吉
河北中央病院事務長	田 縁 義 信	河北中央病院事務課長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	山 崎 明 人	総務課長補佐	有 沢 雅 子
企画財政課主査	高 倉 喜 美	監 理 課 主 査	山 本 匡 教

○議事日程（第 1 号）

平成30年 9 月 4 日（火）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案等上程（議案第61号～議案第67号、認定第 1 号～認定第11号）

（質疑・委員会付託）

議案第61号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第62号 平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第63号 平成30年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第64号 平成30年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第65号 平成30年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第66号 平成30年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第67号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について

認定第 1 号 平成29年度津幡町一般会計決算の認定について

認定第 2 号 平成29年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第 3 号 平成29年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第 4 号 平成29年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について

認定第 5 号 平成29年度津幡町簡易水道事業特別会計決算の認定について

認定第 6 号 平成29年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について

認定第 7 号 平成29年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

認定第 8 号 平成29年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について

認定第 9 号 平成29年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計決算の認定について

認定第10号 平成29年度津幡町水道事業会計決算の認定について

認定第11号 平成29年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び選任第 1 号同委員の選任について

（委員会付託）

日程第 5 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○多賀吉一議長 ただいまから、平成30年津幡町議会 9 月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○多賀吉一議長 本日再開の 9 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 9 月11日までの 8 日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○多賀吉一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○多賀吉一議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜会議録署名議員の指名＞

○多賀吉一議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本 9 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 8 番 角井外喜雄議員、9 番 酒井義光議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○多賀吉一議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。

本 9 月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による

報告第 7 号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定による

報告第 8 号 資金不足比率の報告について。

以上、2 件の報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第 6 号、請願第 7 号および陳情第 1 号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による平成30年 6 月分および 7 月分に関する例月出納検査ならびに地方自治法第199条第 9 項の規定による平成30年度随時監査としての工事監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第 1 項の規定による平

成29年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案等上程＞

○多賀吉一議長 日程第3 議案等上程の件を議題とし、議案第61号から議案第67号までおよび認定第1号から認定第11号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成30年津幡町議会9月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

ことしの夏は、全国的に猛暑日や真夏日が続く記録的な暑さとなった一方で、8月には毎週のように台風が発生し、全国各地で豪雨や暴風による被害が多発いたしました。そして現在、台風21号が接近しております。本日午後3時ごろに石川県が暴風圏に入るとの予報により、町では先ほど午前10時、町内4か所に自主避難所を設置したところでございます。今後の予報に細心の注意を払い、場合によっては、避難準備情報や避難勧告を発令するなど対応してまいりたいと考えております。

それでは、議会7月会議以降の町政の概況を報告いたします。

7月28日、石川県消防操法大会が県消防学校で開催され、津幡町からは3年ぶりに倉見分団が出場いたしました。多くの応援の方々が見守る中、すばらしい操法を披露できたのではと私は思いましたが、強風の影響等により一部減点があったようでございました。結果は全18分団中の8位入賞となり、悪条件の中でも見事敢闘賞を受賞されましたことは、日ごろからの練習のたまものであると心からお祝いを申し上げます。そして、今後も消防分団の模範となるご活躍を期待申し上げる次第でございます。

7月31日、河北潟干拓地ひまわり村の開村式が行われました。当日は非常に暑い日となったことから、例年行っている子どもたちのひまわり迷路の体験は残念ながら取りやめとなりましたが、河北潟でとれたスイカをおいしそうに頬張る子どもたちの笑顔と元気があふれた開村式となりました。また、ことしも期間限定での夜間ライトアップが行われ、多くの来場者でにぎわったとのことでございます。

8月1日、町合葬墓の完成式を行うとともに1日と5日の両日には内見会を行い、申し込み受け付けも開始いたしました。2日間で140家庭の300人余りが訪れ、納骨堂に39人、埋葬室には4人の申し込みがございました。完成から1か月余りが経過いたしました。昨日までに納骨堂86人、埋葬室には17人の申し込みがございました。

8月4日から7日にかけて、津幡町小学生国内派遣交流事業が行われ、町内小学生25人が災害時相互応援協定を結ぶ福岡県岡垣町を訪ねました。3泊4日でその地域ならではの自然や文化、伝統行事に触れながら、現地の小学生と交流を深めてまいりました。これまでに延べ133人の小学生がこの交流事業に参加をしております。町といたしましては、この交流体験がこれからの人生のいろいろな場面で生かされることを願い、今後もこうした貴重な体験の機会を充実させ

ていきたいと考えている次第でございます。

8月11日と12日、石川県民体育大会が輪島市を主会場に開催され、真夏の暑さの中、津幡町選手団も上位入賞を目指し健闘いたしました。総合の部におきましては、男子が昨年と同じ9位、女子が1つ順位を落とし7位となりましたが、テニスの一般女子、卓球の一般男子、グラウンドゴルフ壮年女子、インディアカー一般女子の4種目で見事1位となりました。1位の種目は昨年より1つふえ、さらには一般女子の部におきまして、これまでで最高の5位入賞を果たしました。津幡町選手団の皆さまには、大変お疲れさまでございました。また議員各位におかれましては、2日間にわたり応援をいただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。来年はさらに上位を目指してまいりたいと思いますので、一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

8月15日、新成人366人が出席し、津幡町成人式をシグナスにおいて開催いたしました。ちなみに、夏の成人式となりましてからはちょうど50回目を数えることとなりました。多賀議長を初め、来賓の方々のご臨席のもと、これからの津幡町を担っていく若者の20歳の門出を心からお祝い申し上げ、激励をさせていただいた次第でございます。新成人代表の方々からは、明るい選挙推進宣言、交通安全宣言、平和宣言、答辞など、それぞれ力強く誓いの言葉をいただいたところでございます。新成人の皆さまの活躍を期待したいと思います。議員の皆さまにはお忙しい中ご臨席を賜り、まことにありがとうございました。

8月16日、台風15号から変わった熱帯低気圧の影響で、北陸地方は大雨に見舞われました。県内各地で大雨警報や土砂災害警戒情報が発表され、津幡町にも同様の発表がなされました。緊急の部長会を招集し、特に土砂災害警戒情報の対象地域となった倶利伽羅地区の各区長との連絡を密にすることを指示し、同時にいつでも避難所が開設できるよう施設管理者と連絡をとり合い、その体制を整えたところでございます。幸いにも大雨は長時間続くことはなく、避難所の開設までには至りませんでしたが、改めて各地区区長の皆さまとの情報共有の重要性について部長会で確認をし合ったところでございます。また、この大雨により人命にかかわる被害や生活に支障が出るような被害はありませんでしたが、町道や河川、農地等に被害が発生いたしました。現在、復旧の費用について調査を行っており、整理でき次第、速やかに補正予算を編成し、議会にお諮りをしてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

同じく8月16日に津幡町中学生海外派遣交流事業の出発式があり、10日間の日程で引率を含めた派遣団14人が、オーストラリアのタウンズビル市を訪問いたしました。25日の解団式では、派遣中学生10人が姉妹校であるノーザン・ビーチズ校での体験授業や6泊7日のホームステイについて、少し苦労したことなども交え、生き生きと報告してくれました。また、出発の日には小松からの成田便が悪天候で欠航になるというトラブルもありましたが、引率の先生方の機転と迅速な対応により無事に出発することができました。引率の先生方には事前研修から派遣期間、事後研修まで子どもたちへの指導、監督など本当に感謝を申し上げる次第でございます。今後も津幡町ならではのこの交流事業を発展させてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解をお願い申し上げます。

8月18日から19日にかけて、両日合わせて100クルー、582人が参加して第27回全国市町村交流レガッタ大津大会派遣選考会と第31回つばたレガッタが行われました。18日は、大津大会派遣選考会とつばたレガッタ地区対抗の部が行われ、大津大会派遣6部門の代表クルーと地区対抗の部

での井上地区体育協会の4連覇となる優勝が決まりました。大津大会は9月15日から16日にかけて滋賀県立琵琶湖漕艇場で開催されます。議員の皆さまのクルーも出場されますが、ぜひ昨年の議会議員シニアの部、第3位を上回る成績でボートの町つばたを全国にアピールしていただきたいと思います。そして19日には、つばたレガッタが行われ、8部門で熱戦が繰り広げられました。どの参加クルーも息の合った見事なレース運びを見せてくれました。

8月26日、津幡町防災総合訓練を今年度は中条公園、条南小学校を主会場に行いました。早朝から消防団、消防分団、各地区自主防災クラブなど、多数の関係機関から約800名の皆さまに参加をいただき、緊急時、非常時に備えた個人の行動や住民同士の協力体制、そして各防災機関の役割等につきまして訓練することができました。今後もこうした訓練を重ね、自助、共助、公助それぞれの重要性を確認し、防災体制を充実させてまいりたいと思っております。議員の皆さまには、早朝からの巡視、まことにありがとうございました。

8月31日から9月1日にかけて、北陸・東北地方を中心に大雨となり、石川県では県内全域で大雨警報が発表され、特に能登地方では河川の氾濫や道路の冠水、床上・床下浸水などが相次ぐなど、大きな被害が発生いたしました。津幡町でも、この8月では3度目となる大雨警報、そして2度目となる土砂災害警戒情報が発表されました。町では、土砂災害警戒情報の対象地域となった倶利伽羅地区の各区長に連絡の上、刈安コミュニティプラザに自主避難所を開設し、万一に備えたところでございますが、天候も次第に回復に向かい、避難された方は幸いおられませんでした。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第61号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億5,349万5,000円を追加するものでございます。

まず初めに、歳入の主なものをご説明申し上げます。

10款地方交付税1億8,846万9,000円の増額補正は、普通交付税の本算定に伴う増額でございます。

14款国庫支出金548万5,000円の増額補正は、社会資本整備総合交付金（防災安全）に係る土木費国庫補助金で1,272万6,000円が減額となるものの、放課後児童クラブ施設整備事業などに係る民生費国庫補助金1,811万1,000円などが増額となるものでございます。

15款県支出金909万7,000円の増額補正は、放課後児童クラブ施設整備事業などに係る民生費県補助金423万1,000円、多面的機能支払事業、震災対策農業水利施設整備事業、農村総合整備事業等に係る農林水産業費県補助金404万1,000円などを増額するものでございます。

16款財産収入2,160万円の増額補正は、やまびこ学園敷地に係る不動産売払収入でございます。

18款繰入金1億3,148万3,000円の減額補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金の減額でございます。

19款繰越金1,468万7,000円の増額補正は、平成29年度からの純繰越金のうち、既決予算を除いた残額分を増額するものでございます。

20款諸収入1,164万6,000円の増額補正は、庄遺跡発掘調査受託事業に係る教育費受託事業収入650万円、子どものための教育・保育給付費過年度精算金に係る過年度収入578万3,000円の増額などによるものでございます。

21款町債3,288万円の増額補正は、中条南保育園解体撤去費に係る民生債410万円、辺地対策に

よる道路整備事業や社会資本整備総合交付金（防災安全）による橋梁整備事業などに係る土木債290万円、低公害車購入事業に係る教育債220万円のほか、発行資格額の確定に伴い臨時財政対策債2,368万円を増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

2款総務費3,249万2,000円の増額補正は、会計年度任用制度導入に伴う法規整備に係る文書費179万9,000円、庁舎整備基金への積み立てなど財産管理費2,266万5,000円、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金に係る企画費265万4,000円、元号変更に伴う基幹システム等修正委託料などに係る電算費334万8,000円、同じく元号変更に伴う滞納整理システムなど各種税関係システムの修正など町税電算機器管理費に係る賦課徴収費167万6,000円の増額などによるものでございます。

3款民生費4,323万8,000円の増額補正は、障害者自立支援医療給付費や障害児発達支援給付費等の国庫負担金返還などに係る障害福祉費358万円、介護保険特別会計繰出金などに係る介護保険費111万4,000円、放課後児童健全育成事業費や条南小学校区の放課後児童健全育成施設整備費などに係る児童福祉総務費2,982万6,000円、保育園運営費や認定こども園整備事業費に係る児童保育運営費776万3,000円の増額などによるものでございます。

6款農林水産業費815万7,000円の増額補正は、農道や農業用施設整備のための補助金および原材料支給の町単土地改良事業費、対象面積の増に伴い補助金が増となった多面的機能支払事業費、小熊地内のため池改修事業を行う農村総合整備事業費、津幡大池耐震工法策定委託を行う震災対策農業水利施設整備事業費などに係る農地費815万5,000円の増額などによるものでございます。

7款商工費4,325万4,000円の増額補正は、ベローズ久世の施設整備に係る商工業振興促進助成費4,272万6,000円、産業創出支援事業費50万円の増額などによるものでございます。

8款土木費114万9,000円の減額補正は、町道33路線の修繕費、2路線の工事費に係る道路維持費560万4,000円、町道整備事業、区道整備事業などに係る道路新設改良費164万3,000円、橋梁補修事業費に係る橋梁維持費154万6,000円などの増額の一方、国庫補助の減額に伴い本津幡横浜線街路事業に係る街路事業費1,050万円などの減額によるものでございます。

10款教育費2,598万4,000円の増額補正は、現有車両の故障による更新として低公害車購入に係る事務局費288万6,000円、太白台小学校プール排水弁修繕ほかの維持補修費、小学校普通教室エアコン設置調査委託のための学校施設整備費などに係る小学校費学校管理費429万4,000円、入学準備金の前倒し支給を始める就学奨励費、学校環境ＩＳＯ普及促進事業費に係る小学校費の教育振興費318万8,000円、津幡中学校放送室音響卓取りかえ工事ほかの維持補修費、中学校普通教室エアコン設置調査委託のための学校施設整備費などに係る中学校費学校管理費336万3,000円、申請件数を見込んだ就学奨励費、全国大会等派遣費などに係る中学校費の教育振興費320万9,000円、庄ナカナシマ遺跡の埋蔵文化財発掘調査受託事業費に係る埋蔵文化財調査費670万円の増額などによるものでございます。

第2表地方債補正は、普通交付税の本算定に伴い発行資格額が確定した臨時財政対策債ほか6事業について限度額を変更するほか、新たに低公害車購入事業について表のとおり追加するものでございます。

次に、**議案第62号** 平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ7,877万7,000円を追加するもので、歳出といたしましては前年度繰越金を積み立てる基金積立金3,774万4,000円、前年度事業の精算に伴う国庫支出金等償還金に

係る諸支出金4,103万3,000円でございます。

次に、**議案第63号** 平成30年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億795万8,000円を追加するもので、歳出の主なものといたしましては、前年度繰越金を積み立てる介護給付費準備基金積立金5,748万3,000円、過年度事業費精算による国庫負担金等の償還金4,936万4,000円などでございます。

次に、**議案第64号** 平成30年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ54万6,000円を追加するもので、前年度からの繰越金を簡易水道事業補修基金に積み立てるものでございます。

次に、**議案第65号** 平成30年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ346万1,000円を追加するもので、前年度からの繰越金をバス事業調整基金積立金に積み立てるものでございます。

次に、**議案第66号** 平成30年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ265万4,000円を追加するもので、ケーブル等伝送路設備支障移設委託料の不足分に一般会計繰入金を充当するものでございます。

次に、**議案第67号** 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、笠野放課後児童センターを現在の山北区集会所から笠野公民館内に移設することから、住所の変更を行うものでございます。

次に、**認定第1号**から**認定第11号**までにつきましては、平成29年度津幡町一般会計決算および7件の特別会計決算、3件の事業会計決算の認定に係るものでございます。

このほど、会計管理者および3事業会計から各決算書の提出がありましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上、本9月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして関係部課長より説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○多賀吉一議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○多賀吉一議長 ただいま議題となっております議案第61号から議案第67号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜決算審査特別委員会の設置＞

○多賀吉一議長 日程第4 決算審査特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号 平成29年度津幡町一般会計決算の認定についてか

ら認定第11号 平成29年度津幡町下水道事業会計決算の認定についてまでは、津幡町議会委員会条例第5条の規定により、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号までの決算の認定については、委員7人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

＜決算審査特別委員会委員の選任＞

○多賀吉一議長 これにより、選任第1号 決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり議長において、森川 章議員、竹内竜也議員、八十嶋孝司議員、荒井 克議員、森山時夫議員、酒井義光議員、塩谷道子議員、以上7人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人の諸君を、決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

＜町政一般質問＞

○多賀吉一議長 日程第5 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

3番 井上新太郎議員。

〔3番 井上新太郎議員 登壇〕

○3番 井上新太郎議員 議席番号3番、井上新太郎であります。

通告により私のほうから2問の質問をさせていただきます。いずれも災害関係の質問になりますが、折しも台風21号が本県を通過、直撃するルートになっておりますが、平成5年以来、25年ぶりのメガ台風、大きな台風ということでありますので、大禍なきことを祈らせていただき、ただいまより質問を始めさせていただきます。

第1問目の質問であります。

避難所運営体制は整備されているか。

本年7月初旬に発生した西日本豪雨は、平成最悪の土砂災害と浸水被害をもたらしました。新

聞報道によりますと、15府県で221人が死亡し、3県で11人が行方不明となっております。最初
に大雨特別警報が発表されてから2か月近くが経過し、水道や鉄道、道路などが徐々に復旧し、
被災された方々はボランティアの助けを借りて炎天の中、自宅の後片づけをされています。しか
しながら、災害の影響は深刻で、8月上旬で11府県にわたり2万3,000人への避難指示が続き岡
山県、広島県、愛媛県で約3,600人が避難生活をしておられます。住宅被害も深刻で5,236棟が全
壊しており、生活再生の道のりはいまだに大変険しい状況にあります。また、農業被害や観光な
ど地元経済への影響も甚大であり、災害ごみの処理も大きな課題として残されています。また、
8月下旬に近畿地方に上陸した台風20号も兵庫県、京都府、和歌山県等に大きな被害をもたら
しております。今回の突発的な災害に見舞われた各自治体および住民の皆さまには、心からお見舞
いを申し上げますとともに、一刻も早い復興、復旧を願うものであります。

ところで、我が国は海外から治安がよく平和であると評されていますが、その一方で、自然
災害が多発する危険な国としても知られています。すなわち台風、地震、津波、火山噴火など、
そのリスクは数え切れないほどの自然災害大国でもあります。ここ20年ほどを振り返ってみまし
ても1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震など記憶に新しいとこ
ろですが、その間、毎年繰り返し発生する台風被害、それに伴う全国各地の豪雨被害の発生等、
枚挙にいとまがありません。このように加速度的に拡大する被害状況を当初は想定外という表現
で納得させられていたものですが、今では言葉自体が常態化した感があります。

さて、このような自然災害大国日本の宿命と言わざるを得ませんが、大災害が発生するたびに
大勢の人々が避難所生活を余儀なくされます。さきの阪神淡路大震災では約31万人、東日本大震
災では岩手、宮城、福島で41万人が避難所生活をしました。また、阪神淡路大震災では避
難所閉鎖までに6か月を要し、東日本大震災では避難所閉鎖までに岩手県で7か月、宮城県で9
か月を要しました。そして、原発事故で福島県双葉町の住民が避難した埼玉県加須市の避難所の
閉鎖は2年9か月後であったとのことであります。

このように、一たび災害が起こると、避難所は住まいを失い、地域での生活を失った被災者の
よりどころとなりますが、また在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点ともなりますが、
避難所生活が長期にわたりますと、さまざまなトラブルが発生いたします。東日本大震災では避
難所において水、食料、トイレ等は不十分で暖房も限られ、狭い空間での生活によって多くの被
災者が体調を崩す生活であったとのことです。反面、障害を持つ家族やペットを抱える被災者は、
避難所を敬遠しがちになります。あるいは地震による被災の場合、住宅そのものが倒壊や破損の
被害を受けますが、豪雨では浸水などの被害にとどまることも多く、1階が浸水した自宅の2階
部分で被災家族が生活続けるケースや、車の中で寝泊まりを続けた被災者がエコノミークラス
症候群にかかるなど重大な健康被害が生じております。

前置きが長くなりましたが、このように災害の発生に際して当該自治体は避難所開設の責務が
生じますが、住民の生命、健康を守るための万全の取り組みが求められます。

そこで、近い将来、当町が大規模な災害に見舞われ、避難所開設の状況に至った場合の避難所
運営について問います。避難所の開設、運営については、津幡町地域防災計画の第3章、風水害
等応急対策計画の中で詳細に定められておりますが、特に避難所生活が長期化した場合、避難者
の精神、肉体両面の健康維持の観点から次の点について答弁を求めます。

1つ、避難所における居住スペースについて、個人と家族に対して十分な面積の確保ができる

のか。また、ベッド等の対応は。

2つ、食料の確保は十分か。また、食物アレルギー体質者への配慮は。

3つ、トイレは十分に確保できるのか。特に女性への配慮は。

4つ、プライバシー確保についての対応は。

5つ、高齢者、妊婦、乳幼児、障害者、身体的弱者に対する対応は。

以上の点について、石庫総務部長より答弁を求めます。

○多賀吉一議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 井上議員の避難所運営体制は整備されているかのご質問にお答えいたします。

町では、地域防災計画に加え、平成29年5月に作成した避難所開設と運営管理のマニュアルに基づき避難所運営を行うこととしております。

初めに、避難所における居住スペースについて、そして個人と家族について十分な面積の確保ができるか。また、ベッドなどの対応はとのご質問にお答えいたします。避難所での1人当たりの避難スペースは、原則として2平方メートルとし、世帯や家族単位で確保することとしております。この面積は、限られた施設の中で最低限の面積と考えており、これまでもほかの多くの避難所がこの面積をもって運営されております。ベッドについては、災害時における支援協力に関する協定、これは段ボールベッドの支援でございます、を締結している事業者から確保する計画としております。

次に、食料の確保は十分か。また、食物アレルギー体質者への配慮はとのご質問にお答えいたします。災害が発生してから3日間は、本町の備蓄のほか、石川県、そして個人の備蓄で食料を確保する計画としております。なお、町が備蓄しているアルファーマイは、アレルギー物質27品目不使用商品としており、備蓄量については、毎年補充しておりおおむね目標数量を確保しております。また、入手困難が予想されるアレルギー対応の粉ミルクについても備蓄を行ってきております。食物アレルギーの把握については、避難者名簿作成時に記載していただくこととしており、避難生活が長期化した場合には、災害時における物資の供給に関する支援協定締結機関などから食料を確保する計画としております。

次に、トイレは十分に確保できるか。特に女性への配慮はとのご質問にお答えいたします。トイレについては、町が整備を進めているマンホールトイレや現在保有している仮設トイレに加え、支援協定締結機関からの仮設トイレや段ボールトイレの確保を計画しております。また、女性への配慮については、トイレの配置や犯罪防止のための巡回パトロールなどを行うことを規定しております。

次に、プライバシー確保についての対応はとのご質問にお答えいたします。居住スペースでのプライバシー確保は、段ボールなどによる間仕切りを設置する計画としております。また、授乳場所の確保や来訪者の避難所への入所制限、郵便物の直接配付などさまざまなプライバシー配慮を定めております。

次に、高齢者、妊婦、乳幼児、障害者、身体的弱者に対する対応はとのご質問にお答えいたします。要配慮者の対応については、福祉避難室の設置や相談窓口の開設、専用トイレの確保など配慮事項を定め確認することとしており、避難所の開設と運営に万全を図りたいと考えております。

す。

毎年行っている町防災総合訓練でも、避難所設置、運営訓練や仮設トイレ設置訓練において段ボールベッドやマンホールトイレ、仮設トイレなどの設置訓練を行っております。

これまで全国各地で発生した大規模災害では、避難所運営についてさまざまな課題が発生していることを承知しております。国の指針も過去の災害を教訓として随時改訂されてきておりますので、本町としても指針に基づき避難所環境の一層の向上を図ってまいりますのでご理解願います。

以上で、答弁を終わります。

○多賀吉一議長 3番 井上新太郎議員。

○3番 井上新太郎議員 再質問はございませんが、万が一に備えて、万全の備えをなお一層、十分なものに取り組んでいただければと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

被災者受け入れホームを公募せよという題で質問いたします。

初めに、被災者受け入れホームとは、民間の個人宅を避難所のかわりに被災者を受け入れる住宅、ホームのことであり、今後想定される大災害に向けて被災者のニーズに応える考え方であり、第一義的には、自治体が開設する避難所に避難することになりますが、災害の規模により避難生活が長期化すると見込まれる場合、あらかじめ公募により登録をされているホームに転入できるよう整備するものであります。近年、少子高齢化の影響で空き家の増加傾向に歯どめがきかなくなり、今後、空き家対策もさらに重要な課題となってまいります、その前段階の子育ても終わり、熟年夫婦、あるいは高齢夫婦のみの生活形態の世帯、ホームも急速に増加するものと思われ、こうした方々にホームの意義を理解していただき、災害被災者の受け入れをお願いするものであります。被災者を受け入れていただく意思をお持ちであれば、6畳、もしくは8畳2間の余力があるお宅で親子4人家族を受け入れていただくことが可能であります。寝所のスペースも十分ですし、食事、水、トイレ、入浴等、最低限にして十分に利用させていただくことができます。食事に関しては適切な公費負担を考慮しなければなりません、それ以外はホームを提供していただく方のボランティアとしてお願いするものであります。また、ホームの提供期間は1か月から3か月を限度とし、被災者の状況が回復次第、ホームの役割を終えていただくこととなります。実際の日常生活の細部にわたる決め事を明確化した上でホームとして公募し、町が登録管理するという考えであります。

我が町は災害の少ない住みよい町でありましたが、今日の予測不可能な自然状況を見るに限り、あすのことを知ることができません。その意味で全てのことを行政に委ねることなく自助、共助の精神をさらに一段高めて常日ごろからあらゆる事態に対応できる備えが必要でありましょう。

突発的に災害が発生しますと、一時に避難所に多くの方が集中します。事前準備が困難で避難所の運営管理も大変であります。ましてや避難者の健康生活に多くの支障が出てまいります。避けられるリスクはできるだけ少なくし、避難所運営の一端を肩がわりする意味でもホーム制度の早期導入が急がれると考えるものであります。

以上について、矢田町長の見解を問います。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 被災者受け入れホームを公募すればいいかという質問にお答えいたします。

災害対策基本法では、避難所は想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないと規定されております。また政令では、避難のための立ち退きを行った居住者または被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること、速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること、想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであることなどが規定されております。この規定により、民間の個人宅の避難所活用につきましては、構造上の課題が想定され、また情報伝達や生活関連物資の配布につきましても、大規模災害時の中で点在する個人宅の対応を行うのは困難と考えられます。

したがって、本町といたしましては、公共施設を中心とした避難所施設の充実を進めることが大切であると考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

なお、個人的に親戚など身を寄せる家庭がある場合や民間のボランティア団体等によってこうした仕組みが活用されていくことにつきましては、自助、共助の取り組みという観点からもその状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○多賀吉一議長 3番 井上新太郎議員。

○3番 井上新太郎議員 確かに個人宅での対応はさまざまな面で難しい面もございますが、今後、大規模にそして繰り返し訪れる災害に対しまして、身内に関しては受け入れることができる、あるいは地域での自助、共助の立場から受け入れるという形でございますが、少なくともそういう形で避難所生活でのいろいろなリスクを少しでも回避できるような形で、そして一般民家におきましても親密でまたフレンドリーで、そういう受け入れ体制ができますように今後とも努力、またその実現に努力してまいりたいと思っております。

それでは、以上で私の質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、3番 井上新太郎議員の一般質問を終わります。

次に、7番 森山時夫議員。

〔7番 森山時夫議員 登壇〕

○7番 森山時夫議員 7番、森山です。

私からは、3点の質問をいたします。

1番先に、県外者に定住促進をということであります。

ことし春には、大坪地内で住民の理解を得て、久しぶりに新しい工業団地が造成されることが決まりました。関係部署にはいろいろな企業からの問い合わせがあるように伺っております。

企業が来ると町内の雇用者もふえることを期待されますし、中には県外からの企業進出も期待され、操業すれば指導者や仕事にかかわる社員などの単身赴任や役員の出張など、企業にかかわる人の移動が活発になります。せっかく来ても生活拠点や宿泊施設を探さなければなりません。もし、隣接したところに宅地造成地があれば、社宅や研修施設、また単身赴任の方がそこに住居を構えることも考えられます。今や県内全体でも人口が減る中、少しでも県外者の定住受け入れ対策を考える時期が来ていると考えます。

今後また、2期、3期と工業団地の造成が進んだときには工業、住宅団地をセットで同時造成

をしてはいかがと思いますが、今後の展開として町長の考えをお伺いをいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森山議員の県外者に定住促進をとのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、石川県全体で人口が減少し、少子高齢化が進行する中で、県外からの移住の受け入れ対策を講ずることは、本町にとっても重要な課題でございます。

このような状況の中で、本町では移住・定住促進施策として、住宅取得等奨励金を初めとする各種支援制度を充実させており、多くの制度において転入者に対する加算措置を設けているところでございます。また、町ホームページ内に移住定住PRサイト「きまっし！やさしさの街つばた」を設けて情報発信しているほか、首都圏で開催される移住希望者向けフェアへの出展などを通して、県外に向け本町の魅力を広くPRしているところでもございます。加えて、石川県との連携による移住促進にも取り組んでおり、一例といたしまして、県内への移住を検討している方の希望に応じて日程や訪問先を組み立てるオーダーメイド型の移住体験ツアーの受け入れや、県外からの移住者等が協賛事業者の店舗で提示すると割引などの特典が受けられる「いしかわ移住パスポート」の交付申し込みの受け付けなどを行っているところでございます。特にオーダーメイド型の移住体験ツアーにつきましては、関東在住で本町への移住を検討されているご夫婦から県の移住相談窓口に申し込みがあり、町で調整を行った上で、先般8月10日に町内の小学校と放課後児童クラブの見学の受け入れを行ったところでもあります。今後もこうした取り組みを通して、県外から本町への移住を促進していきたいと考えております。

さて、工業団地と住宅団地をセットで造成してはどうかのご提案でございますが、本町の工業団地造成は、企業誘致による町内の商工業の振興と町民の雇用機会の創出と拡充に主眼を置いて取り組んでいるものでございます。その中で県外の指導者や仕事関係の単身赴任者が移住されることも想定されますが、各企業の経営方針や社員の待遇はさまざまであり、社員の住まい等の確保につきましては、まずは各企業がそれぞれの事情に応じて行うべきものと考えております。

したがって、現段階で工業団地とをセットで造成することは考えておりません。ただ今後、大規模な工業団地の造成機運が高まれば、周辺での住宅ニーズも高まり、民間企業による宅地造成も期待されますし、そうなれば企業のニーズも取り入れた開発計画を検討するのもよいのではないかと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○多賀吉一議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 ありがとうございます。

今後、またいろんな展望があると思いますけども、そのときはまた新たな検討をお願いしたいと思います。

それでは2問目ですけども、国道8号加茂高架橋から緑が丘交差点の視線誘導標を早急に修復せよ。この視線誘導標とは、道路のセンターラインのポールを指しておるものでございます。

平成22年、8年前ですけども、国道8号加茂高架橋付近で富山の方、母親と妊婦の同乗する乗用車がセンターラインオーバーによりトラックと正面衝突をして、尊い命をなくする重大な事故が発生をいたしました。その後、再発防止として車体に振動で伝える居眠りやはみ出し防止策、またセンターラインには視線誘導標を設置、ドライバーに注意を促す工事がなされております。

その後、走行中、対向車が来てはかなり安心して運転をしておりましたが、年月がたつにつれポールが1本、2本と破損してなくなり、最後の1本も先月になくなり、現在は事故前の状態になっております。また、緑が丘交差点の加茂方向にはUターン禁止対策として視線誘導標が細かく設置をしておりますが、ことしになってから4か所が2本ずつ欠損して、ちょうど車が通り抜けできる状態であります。どちらの場合でも急に車のはみ出しができることで再び大きな事故が起きることが予想をされます。

こうした前例のある場所に再発防止策を施したものが、町民からの指摘を受けるまで放置することがいかなるものですかということで、産業建設部長から道路関係者に早急に修復するよう強く求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○多賀吉一議長 岩本産業建設部長。

〔岩本正男産業建設部長 登壇〕

○岩本正男産業建設部長 国道8号加茂高架橋から緑が丘交差点間の視線誘導標を早急に修復せよとのご質問にお答えいたします。

国道8号津幡北バイパスの舟橋ジャンクションから緑が丘交差点間については、平成17年度から18年度にかけて片側1車線の暫定2車線で供用開始しました。平成25年6月にはミニポートピア津幡がオープンし、さらに小矢部市では平成27年7月にアウトレットモールが開業するなど交通量も増加したことから、国土交通省では、道路センターにラバー製のポールを設置するなど安全対策として整備を行っています。

議員のご指摘のとおり、加茂高架橋付近から緑が丘交差点までの区間において、緑が丘交差点付近の一部が破損し、舟橋ジャンクション側についてはほとんどの範囲でポールがなくなっている状況であります。道路管理者である金沢河川国道事務所金沢国道維持出張所に確認したところ、先般の大雪による一部破損もありますが、大規模な除雪作業のために取り外したものであるとのこと。なお、復旧に当たっては、ことしの冬の記録的な大雪による除雪等により舗装の損傷が著しいため、その舗装の修繕にあわせポールの再設置を予定していると聞いております。

ご質問にありますように、国道8号線津幡北バイパスは交通量も多い大変重要な幹線であり、舟橋ジャンクション付近では過去に重大な事故も発生している場所であることから、国土交通省に早急に安全対策を講じるよう強く要望してまいります。

町といたしましては、町道以外の国道や県道などの道路においても、異状が発見された場合は早期に道路管理者である国土交通省や石川県に情報を提供しているところですが、今後も引き続き、安全で安心な道路となるよう、関係機関と連携し対応してまいります。

以上です。

○多賀吉一議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 今、部長から報告があったとおり計画的に外したり、また今後つけるということでもありますけれども、ここは特に危険なところでございますので、一日でも早い復旧をするようよろしくお願いをいたします。

それでは、3点目に入ります。

国道8号出入り口路肩の除草の実施ということで質問をいたします。

国道8号も開通してから長年たちますけれども、ところどころの下道に通ずる路肩が雑草や雑木が生い茂り、視界が非常に悪いところがあります。特に県道倉見口より刈安方面の入り口路線

ですが、通常のルールを守ってお互いに注意をしていれば気になることはないですけれども、とし8月、1か月ほど前ですけれども、私自身が七黒方面から走行していたところ、ちょうど道の手前がカーブになっております。その曲がった瞬間に目の前に普通車が、これはセダンでありましたが、道を横切りました。一瞬何が起こったか分からず、1秒か2秒の出来事でありブレーキをかけることもできず、通り過ぎてから「あっ、逆走の車だ」と気づきました。もし、これが先に気づけば何らかの処置がとれたのかなと思っておりましてけれども、県道荻谷津幡線と国道8号の間の管理地には、要するに8号と県道の間の管理地でありますけれども、あそこは雑木や雑草が生い茂り視界のほうはゼロで、また急カーブになっており非常に危険な箇所であります。全国でも逆走による重大事故が多発しております。たまたま遭遇したわけでありましてけれども過去にはないとも言いきれません。

そこで、産業建設部長よりお伺いしますけれども、関係機関に危険な場所の特定を図り速やかに対処するよう、そういう指導をお願いしたいのですが、今後そのようによろしく願いをいたします。

また、どういう要望をするのか、ちょっとお伺いをいたします。

○多賀吉一議長 岩本産業建設部長。

〔岩本正男産業建設部長 登壇〕

○岩本正男産業建設部長 国道8号出入り口路肩の除草の実施についてとのご質問にお答えいたします。

ご指摘の箇所は、倉見地内の県道荻谷津幡線から国道8号への出入り口付近で、県道を七黒方面から走行すると、出入り口手前で左カーブとなっており、雑草が繁茂している状態では見通しが悪くなり、事故につながることも考えられます。

先般、道路管理者である金沢河川国道事務所金沢国道維持出張所において、道路路肩より約1メートル程度の範囲を除草していますので、現在は見通しの悪さはおおむね解消されておりますが、今後は雑草の繁茂により見通しが悪くなる前に、また特に交差点部分では視界確保のため除草範囲を広げるようあわせて国土交通省へ要望してまいります。

また、国道8号へ向かう入り口を逆走してくる車両があったとのことですが、国道交通省に確認したところ、本年6月末に一方通行路線の出口付近に逆走対策として矢印板の設置を行ったとのことですが。しかしながら、本線からの逆走は想定していないため、国土交通省に対しこのような情報を伝えるとともに、再度、危険箇所の有無も含め、未然に事故を防止することについて検討するよう強く要望してまいります。

先ほどの質問でも申し上げましたが、日常管理で随時実施している道路パトロールの強化と、国土交通省や石川県を初め、地域住民や道路利用者から寄せられる貴重なご意見や情報により危険な箇所を発見することもあることから、地域との連携を図り、道路施設の破損や危険な箇所の早期発見、対策ができるよう努めてまいります。

○多賀吉一議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 今ほど、少し除草したと言っておりますけれども、あそこは雑木のほうもかなりあるわけなので、そちらのほうを先に切り倒してほしいな、そういうふうに思います。

これで私の3問の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○多賀吉一議長 以上で、7番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博です。

きょうは台風21号が接近をしております、議会としても午前中ということで、午後からについては延会、そして明日の午後から再開をするという予定になっております。特に石川県、また津幡町においては15時ごろ再接近するというので、大変心配をいたしております。執行部としては災害対策本部というのにも視野に入れているということもお聞きしておりますけれども、我々議会としても注視をしていきたいと思えます。どちらにしても災害ができるだけ少なくなるように願っているところでございます。

それでは、私のほうから3点について質問をさせていただきます。

まず最初の質問ですが、財政の健全化について今後10年の将来予想推計と考え方を問うということで質問をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率および資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととなっております。今議会でも29年度の報告がありました。比率が基準以上の場合、財政健全化などの計画策定が義務づけられております。その報告項目は、1番目といたしまして実質赤字比率の状況、2番目には連結実質赤字比率の状況、3番目には実質公債費比率の状況、4番目には将来負担比率の状況、5番目に資金不足比率の状況の5項目であります。今回の私の質問は、3番の実質公債費比率について質問をいたします。

朝日新聞掲載のキーワード解説によりますと、実質公債費比率とは自治体の収入に対する負債返済の割合を示すものであり、通常、3年間の平均値を使用し、18パーセント以上だと新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となります。25パーセント以上だと借金を制限されるものであると説明されております。津幡町に例えれば、負債返済の割合が収入の18パーセントまでは町独自で自由に判断ができますが、18パーセントを超え25パーセントまでは石川県や国の許可がないと借金できない範囲となります。さらに、25パーセントを超えると借金をすることが難しいことになります。要するに18パーセントが重大な境目となるわけでございます。

津幡町の平成29年度の実質公債費比率は、単年度で11.4パーセントであります。平成28年度の比率については11.7パーセントで、その前年の平成27年度は12.6パーセントと、ここ近年はかなり低く安定しておりますが、その要因として考えられることは、ここ近年は大きな事業を行っていないので、もちろん無駄の削減などの努力とあわせてであります。財政の状況についても健全化で安定している状況であります。

今から13年前の平成17年度の実質公債費比率は、単年度で19.5パーセントで、3年平均で18.8パーセントでありました。平成18年度は単年度で26.0パーセント、3年平均で21.6パーセントでした。平成19年度は単年度で19.0パーセント、3年平均で19.7パーセントで、平成20年度は単年度で17.4パーセントで、3年平均で19.9パーセントでありました。この4年間だけは新たな借金をしようとする国や都道府県の許可が必要となる18パーセントを超えていた時代でありました。財政的にはかなり厳しい時代でありました。ただ、そうならざるを得なかった一番大きな要因として考えられるのは、文化会館シグナスの建設費が大きかったことが影響していたのではないか

と思います。今となれば少し遠い昔の出来事のようになってしまっていますが、当時は大変厳しい財政状況であったことは間違いありません。

そこで、これからの町の将来を考えてみますと、今夏の大変厳しい猛暑の異常気象により当初は予定していなかった津幡町の小中学校へのエアコンの設置が急務となったことや、来年平成31年度から着工予定の庁舎の建て替え工事期間2年間を終えた後は、町民待望の屋内温水プール建設工事が待っております。大規模事業のめじろ押しの予定となっております。そのほかにも体験型観光交流公園の工事も並行して進められる予定となっておりますし、さらに新駅の構想や津幡駅東口の構想などさらにめじろ押し続きであります。その事業の一つ一つは矢田町長の選挙公約でもあり、町民が待ち望んでいる施設でありますからできるだけ早く実現したいことはやまやまではありますが、一方でそんなにたくさん借金して町の財政は破綻しないのかと町民が心配になるのも至極当たり前のことでもあります。実際に町民から心配の声も多く寄せられております。その町民の心配の気持ちを安心と信頼に変えるためには、財政健全化を十分考慮した長期の財政計画が示されることが必要と判断し、今回のこの質問となったのでございます。

そこで、今後10年の予想推計で、実質公債費比率を単年度と3年平均を年度ごとに示していただけないでしょうか。いまだ確定していない数字を予測とはいえず示すのは大変難しいことではありますが、安心できる今後の財政について矢田町長より直接町民に説明をしていただきたいと思います。専門用語も多く出てくることが予想され、かなり複雑で細かな数字が出てくることも考えられますので、補佐として担当課長からも説明を加えていただいても結構ですので、矢田町長に考え方を説明していただきたいと思います。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の財政の健全化に係る今後10年の将来予想推計と考え方についてのご質問にお答えいたします。

本9月会議におきまして、平成29年度決算に基づく最新の財政健全化判断比率を報告第7号として提出させていただいたところでございます。その指標の一つである実質公債費比率につきまして過去10年の値を振り返りますと、平成19年度では3か年平均で19.7パーセント、単年度で19.0パーセントであったものが、5年後の平成24年度ではそれぞれ16.1パーセント、15.3パーセント、さらに5年後となる今回の平成29年度ではそれぞれ11.4パーセントと10.8パーセントとなっております。平成17年度以降、予算編成におきまして各年度の町債発行額を償還額以内とする厳格なシーリングを設定したことで、実質公債費比率は着実に改善してまいりました。

さて、ご質問の今後10年の実質公債費比率の予想推計でございますが、厳しい財政状況の中、これまで議会や町民の皆さまにもご説明してまいりました新庁舎建設事業や屋内温水プール整備事業などに加え、河北郡市広域事務組合による新たなごみ処理施設整備や町内小中学校の空調設備整備事業といった喫緊の大型事業も加わった中での計算となります。今後、これらの大型事業につきまして町債を発行すれば、実質公債費比率の推移に影響が予想されます。当然のことながら、大型事業を計画するときは財源の中でも町債発行に係る実質公債費比率の試算をしております。その試算では3か年平均、単年度とも12パーセント以内で推移すると見込まれております。これは、黄色信号である早期健全化基準の25パーセントや赤信号となる財政再生基準の35パーセントはもちろん、地方債許可制移行基準の18パーセントをも大きく下回る数値でございます。

今後10年の具体的な推計を示せとのご質問については、現段階におきましてこれら新規大型事業の実施年度や規模、財源等が確定していないので、現状の計画による現在の財源制度での試算推計ということになります。この後、担当の企画財政課長から説明をさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

今後の財政運営の考え方といたしましては、当町の実質公債費比率を初めとした各種財政指標が大幅に悪化することのないよう、町の収入状況と国・県支出金等の有利な財源の有無等も考慮に入れながら事業の優先順位を決め、場合によっては計画を後年度に送ることも検討しなければならないことであろうかと思えます。

議会や町民の皆さまに財政運営についてご心配をおかけすることのないよう、今後も財政の健全性を維持しつつ、安全、安心に暮らせ、住んでよかったと実感できるまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○多賀吉一議長 納口企画財政課長。

〔納口達也企画財政課長 登壇〕

○納口達也企画財政課長 それでは、私のほうから今度10年間の実質公債費比率の推計試算について具体的に申し上げます。

町長も申し上げましたが、あくまで現在の一定条件での推計であることをご了承願います。また、来年5月以降の新元号が未定ですので、平成31年度以降も平成としてご説明させていただきます。

まず初めに、推計するに当たって基本的前提条件を申し上げます。

例年ベースの町債発行額として、平成30年度は9月補正後の10億298万円、平成31年度以降平成40年度まで毎年8億3,000万円発行としております。

これに加え、今後の大型事業に係る町債発行を次のとおりと見込んでおります。発行見込み順に、まず新庁舎建設事業については、平成31年度に2億円、平成32年度に20億円発行、体験型観光交流公園については、平成31年度に1億6,000万円、平成32年度に1億5,000万円、平成34年度から38年度まで毎年度7,200万円ずつ計3億6,000万円、平成40年度から44年度まで毎年度3,600万円ずつ計1億8,000万円発行、河合谷宿泊体験交流施設整備事業については、平成31年度に2,460万円、平成32年度に2億7,540万円発行、小中学校空調設備整備事業については、平成31年度に3億円を発行、津幡駅東口整備事業については、平成32年度と33年度にそれぞれ3億4,400万円ずつ発行、屋内温水プール整備事業については、平成34年度と35年度にそれぞれ4億5,000万円ずつ発行としております。その他、広域事務組合のごみ処理施設整備事業に係る津幡町の実質公債費比率算入額も一定額見込んでおります。各事業については、現在の国庫補助制度と地方交付税算入を含む起債制度を活用し、金利はいずれも1パーセント、借り入れ先は新庁舎整備事業のみ銀行等縁故資金で、他の事業は財政融資資金の借り入れとして計算しております。

以上により推計した実質公債費比率の今後10年間の推移は、平成30年度、単年度で11.6パーセント、3か年平均で11.2パーセント、以下単年度、3か年平均の順に、平成31年度、11.3パーセントと11.2パーセント、平成32年度、9.9パーセントと10.9パーセント、平成33年度、10.0パーセントと10.4パーセント、平成34年度、11.5パーセントと10.4パーセント、平成35年度、10.2パーセントと10.5パーセント、平成36年度、10.8パーセントと10.8パーセント、平成37年度、11.1パーセントと10.7パーセント、平成38年度、11.6パーセントと11.1パーセント、平成39年度、

11.7パーセントと11.4パーセントと推移する見込みでございます。

先ほど町長が答弁しましたように、単年度、3か年平均とも12パーセントは超えることはないと思っております。繰り返しになりますけれども、この推計は先ほど申し上げたとおり、事業費、事業年度、借り入れ先や借り入れの利率に加え、国庫補助制度や交付税制度などに変更があれば推計の結果も変わってまいります。しかしながら、ある程度の事業費の増嵩や事業執行年度の変更などでは、今後に著しい影響は及ぼすことはないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、実質公債費比率では著しい制限がかかることはございませんが、全国や県内の地方公共団体と比べると決してよい数値とは言えないことも申し添えさせていただきます。よって、引き続き町の活性化、振興に資する大型事業を実行しながら、財政健全化も進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○多賀吉一議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 なかなか難しい数字を発表していただきまして、大変にありがとうございます。今この内容をお聞きした町民の方は、ほっとされておいでなのではないかなというふうに思いますし、予想以上に推計といたしまして、いい結果になりそうというふうにしてある意味ほっといたしております。今後もまた確実な形でこちらの推計に近い、またその範囲内で進んでいくよう望んでまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

それでは続きまして、2番目の質問に移ります。

全小中学校に対し、児童生徒の荷物を軽くする取り組み状況を聞くということで質問いたします。

通学する子どもの荷物が重すぎる問題が一部マスコミ等で取り上げられていました。特にぴかぴかの1年生のランドセルを見ると心配になります。低学年生や体格の小さな児童生徒には健康に悪影響を与える観点からも心配をしているのは、私だけではないと思います。

愛媛県松山市教育委員会での調査をした結果についての新聞記事を読みました。その結果について、全ての学校で何らかの対策を実施していることが分かり、児童生徒や保護者から大変喜ばれているそうであります。ことし4月の小学校、中学校の校長会で、毎日持ち帰る必要のない学習用品を教室に置いたり、登下校時に荷物が集中しないようにするなど、各学校での対応を要請しました。これに対し、各学校では習字道具や絵の具セット、鍵盤ハーモニカなどを学校に置いて帰ることを認めたほか、持ち帰る荷物が集中しないように図工と体育の授業を分ける時間割の工夫など、全ての小中学校で対策が実施されていきました。その後、通学距離の長い生徒などからの喜びの声などが紹介をされておりました。

津幡町にあって、登下校時の荷物を軽くする取り組みが各学校で行われているのかを質問いたします。

吉田教育長に答弁を求めます。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 児童生徒の通学時の荷物を軽くする取り組み状況についてのご質問にお答え

いたします。

通常、本町の小学校では一般的なランドセル、中学校では学校指定の通学かばんを使用して通学していますが、近年、小中学生の学校の荷物が重すぎるのではないかという声がよく聞かれるようになりました。ランドセルや通学かばんなど、通学時の荷物の重さが増した理由としては、まず学習指導要領の改訂により教科書のページ数がふえたことや一部大型化したことが挙げられます。また、授業時間数の増加により1日に使用する教科書やノートの数が増えたこと、さらに学習内容によっては、資料集やドリル、その他の学習用具が必要となることも理由として考えられます。さらに、週の始めと終わりには、給食エプロンや内履きズックなど、学期の始めと終わりには道具箱や絵の具セット、習字セットなどの学習用具が加わることもあります。

そこで、通学時の荷物の軽減化を図る取り組みとして、小学校では、書写や道徳など使用頻度の少ない教科等の教科書や音楽、図工、家庭など技能教科に使う道具については、机の中やロッカーに保管しておくように指導しております。また、週末や月末に持ち帰るものができるだけ重ならないように工夫をしたり、学期末に持ち帰る荷物が多い場合には、事前に持ち帰り週間を設け、毎日少しずつ持ち帰るよう指導したりしております。中学校では、学校に置いていってもよい教材、学習用具等を学校の規則として定めております。例えば国語辞典や英語の辞書など、家庭での毎日の学習に直接影響のないものや資料集などは学校に置いていくよう指導し、通学かばんの中身が軽くなるように工夫をしております。

児童生徒の健康面から通学時の荷物の軽量化は必要な取り組みだと考えており、今後もさらに工夫、配慮できることはないか検討してまいります。また、荷物の重さによる負担軽減とあわせ、通学時の安全対策として、荷物によって両手がふさがらないよう配慮することも大切だと考えております。

児童生徒が毎日、安全、安心に通学ができるよう、今後も学校の取り組みを把握しながら、指導、助言を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○多賀吉一議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

具体的にこうして進めていただいていることは大変に安心できますので、今後ともまたよろしく願いをいたします。

それでは、3点目の質問に移ります。

行政サービス向上を目指すため、A I（人工知能）の活用促進をということで質問いたします。

横浜市では、本年4月、A I 技術を活用したごみ分別案内システムを本格導入したそうであります。市の資源循環局のホームページなどをクリックすると起動いたしまして、無料通信アプリLINEを使う感覚で、対話形式でごみの出し方を聞くことができます。市は従来から紙の冊子や検索システムでごみの分別方法を案内していましたが、手間がかかるため実際は市内の収集事業所に電話で問い合わせる人が非常に多く、対応が大変だったそうであります。また、巨大都市であるため、年間14万人に上る転入者の周知についても課題となっていたそうです。これに対し今回導入された案内システムは、A I が質問の内容を判断し直接回答するため、手軽で早いということでもあり、システムの利用が進めば市民の利便性が向上するとともに、市が電話対応に割いていた時間を別の業務に使うことも可能となりました。実用性だけでなく、案内システムにごみとは関係ない「旦那」や「夢」などの言葉を入力すると機知に富んだ回答が返ってくることや雑学

も紹介されることからおもしろいと注目を集め、昨年度の実証実験では計216万件に及ぶ投稿があり、現在も1日約6,000件の質問が投稿されるなど反響が大きいとのことであります。

津幡町では、すでにA Iを議会で活用しております。それは議事録作成音声文字変換システムであります。従来、職員が録音データから手作業で行っていた議事録にA Iの音声認識や機械学習を活用することで作業時間を大幅に短縮しています。議会事務局に確認しましたら、活用するたびに声の認識が回を追うたびに向上し、さらに完成度が上がり、今では約90パーセントくらいの完成度であります。残りの仕上げについては人の手で行っているそうです。このA Iは平成21年度から活用しております。もうすでに10年目になるわけです。

さいたま市では、毎年約30人が50時間かけて行っている保育施設の割り振りを決める作業がわずか数秒で終了し、注目を集めているそうでもあります。

新聞で紹介されていた三菱総合研究所の資料によりますと、行政分野におけるA I活用の可能性として、以下の7項目が考えられるそうです。

- 1 番目として、電話や窓口などの問い合わせ対応をA Iやロボットで代がえること。
- 2 番目については、外国人居住者や観光客向けに自動翻訳サービスを提供すること。
- 3 番目として、犯罪、火災などの発生を予測し未然に防ぐこと。
- 4 番目として、給付金や支援制度など一人一人に応じたサービスをお勧めすること。
- 5 番目として、統計データや過去の実績、類似事例などをもとに政策立案を支援すること。
- 6 番目として、法律や条例などの文案作成やチェックを支援することなどが挙げられています。

自治体がA Iを活用する意義は何かについて、三菱総合研究所の村上文雄主任研究員は、急速に進む人口減少によって行政サービス自体が維持できなくなるおそれがあると警鐘を鳴らしています。これを回避するにはA Iなどの先端技術を総動員して生産性を高め、少子化対策の効果が出るまで時間を稼ぐしかないと主張されております。一方、行政サービスの利用者の中には、A Iによる機械的な処理に抵抗を持つ人もいます。これについては、村上氏は機械がやるべきことと人がやるべきことを区別し、最後は人が判断することが大事だとおっしゃっております。

当町の将来も例に漏れず人口減少は免れることはできません。当然、費用対効果を見ながらではありますが、A Iの活用について積極的に進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

石庫総務部長に答弁を求めます。

○多賀吉一議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 行政サービス向上を目指すためA I（人工知能）の活用促進をとのご質問にお答えいたします。

現在、A I、いわゆる人工知能の活用については、民間企業に広がりを見せる中、地方自治体でも本格導入に向けての動きが活発化してきております。

ご質問にも挙げられているごみの分別案内システムについては、横浜市のごみ分別のためのチャット形式によるシステムだと思われそうですが、私自身も利用してみたところ、かなりの確かな回答が得られ、会話形式でのやり取りでもあるため、大変分かりやすいものだと感じました。このほか、先ほどご紹介いただきましたさいたま市での保育園入所希望者の保育園への割り振り、これについても承知しております。

自治体のA I導入につきましては、現在は黎明期、始まりの段階とも言え、まだまだ中小自治

体までは進展していないというのが現状でございます。今後のさらなる技術の進歩やコストダウンが求められているとも考えられます。また、国や県、さらにはほかの自治体の取り組みも定まったがありません。本町を初めとする4市2町で構成する石川中央都市圏での検討課題として提起するのがよいのではないかと考えております。

いずれにしましても、住民サービス向上のため、導入の効果、導入コストなどについてさらに調査してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○多賀吉一議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

また今後ですね、研究を進めながら、少しでもまた合理化できる内容のAI活用について進めていっていただきたいと思います。

私、13番、道下政博からの3点の質問は、以上で終わります。

○多賀吉一議長 以上で、13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

<延 会>

○多賀吉一議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。

なお、延会した日程については、改めてお知らせいたしますのでご了承願います。

<散 会>

○多賀吉一議長 本日は、これにて散会いたします。

午前11時52分

平成30年 9 月 5 日（水）

○出席議員（16名）

議 長	多 賀 吉 一	副議長	森 山 時 夫
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
8 番	角 井 外喜雄	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	山 本 幸 雄
税 務 課 長	細 山 英 明	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	伊 藤 和 人	福 祉 課 長	中 村 豊
健康推進課長	葉 名 貴 江	子育て支援課長	山 嶋 克 幸
産業建設部長	岩 本 正 男	都市建設課長	酒 井 英 志
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	吉 岡 洋
環境水道部長 兼生活環境課長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 崎 勉
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎	監査委員事務局長	宮 崎 寿
消 防 長	松 浦 清 市	消 防 次 長	長谷川 優
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学
学校教育課長	羽 塚 誠 一	生涯教育課長	本 多 延 吉
河北中央病院事務長	田 縁 義 信	河北中央病院事務課長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	山 崎 明 人	総務課長補佐	有 沢 雅 子
企画財政課主査	高 倉 喜 美	監 理 課 主 査	山 本 匡 教

○議事日程（第２号）

平成30年９月５日（水）午後１時30分開議
日程第１ 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

＜開 議＞

○多賀吉一議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○多賀吉一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○多賀吉一議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜町政一般質問＞

○多賀吉一議長 日程第1 昨日4日に引き続き、これより一般質問を再開します。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

2番 竹内竜也議員。

〔2番 竹内竜也議員 登壇〕

○2番 竹内竜也議員 2番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

まずは、水道事業の広域連携に伴う水道料金についてです。

当町における上下水道事業に係る経常収支比率および料金回収率については、ともに100パーセントを超えており、累積欠損金比率についても無視し得る数字であって、経営状況はおおむね安定していると言えるでしょう。

ありがたいことに、蛇口を回せば当然のようにして流れ出る水ではありますが、近年における節水意識の高まり、これに対応した節水家電の一般家庭も含めた普及の拡大、そして人口減少の進行などを主たる要因として、使用者当たりの水需要はこの先も少なくなっていくを得ないでしょう。それに伴う料金収入の低迷によって事業基盤の弱体化にもつながるであろうことは容易に想像できることです。平成で言うところの36年度末には法定耐用年数を経過する老朽管の延長が100キロに達すると見込まれ、更新に迫られることになるようですが、いかな厳しい経営環境下にあったとしても種々の懸案事項に対する手拔かりがあってはなりません。水は命をつなぐ社会インフラであり絶対的に代替性がないわけであって、高品質の上水道サービスが信頼のもとで安定して供給されるべき使命を帯びるのは必然です。

当町では、今まさに上下水道事業に係る官民連携手法等の導入に向けたプロポーザルが実施されており、先月下旬には優先交渉権者が決定され、今月上旬には契約締結が予定されているところです。今後、PPPおよびPFI導入の可能性や広域化の検討などを含めつまびらかにされるはずですから、その際には具体的な動向について注視したいと思います。

翻って石川中央都市圏では、社会インフラの整備施策として上下水道事業における広域連携の推進に取り組んでいるところです。その眼目となるのは、インフラでは一般的に求められるスケールメリットを創出しコスト削減につなげることや、若手職員対象のゼミナールを設置することなどによって人材の育成および確保、ならびに技術の維持、ノウハウの蓄積を可能とすることでしょう。計画期間を20年として広域連携が段階的に進められるようですが、その目標通り、住民の安心で快適な暮らしを支える上下水道サービスの進化につなげることが望まれます。

しかし、広域連携を進めるに当たりネックになると指摘されているのが、水道事業者ごとに料金体系、料金水準が異なることによって必然的に生じる得る料金格差の問題です。水道料金は水源の種類や採水地からの距離などの取得条件、地形の形状に伴う水道管の長短、布設時期や建設費の多寡などが複雑に絡み、さらには人口密度や需要なども関係し、おのずと事業者間における格差を生むに至ります。広域連携については、将来想定され得る水道料金の値上げ幅を最小限に抑制すると同時に、安定的な水道事業を継続させるという困難な課題を解決すべく検討されているわけですが、生活に密接にかかわる公共料金であり、何よりも負担の公平性、妥当性が追及されなければコンセンサスが得られないでしょうし、急激な変化に対しては混乱も生じるでしょう。

そこで質問いたします。

昨年2月公表の石川中央都市圏上下水道事業広域連携ビジョンによれば、中期10年以内に実施を目指す連携施策として料金収納窓口の共同化が掲げられています。そこでは目指す姿として料金システムの統一について言及されているわけですが、このことに連動する形で、圏域内における水道料金が統一に向かう可能性をも含むものなののでしょうか。また、圏域内の内々価格差については是正に向けた検討はなされているのでしょうか。

以上、環境水道部長にお聞きいたします。

○多賀吉一議長 梶田環境水道部長。

〔梶田和男環境水道部長 登壇〕

○梶田和男環境水道部長 竹内議員の水道事業の広域連携に伴う水道料金についてのご質問にお答えいたします。

国では、人口減少社会の進展や災害が頻発する中で、職員の確保や経営面でのスケールメリットの創出のほか、災害対応力の確保にも有効な手段として広域連携を推進しております。石川中央都市圏を構成する本町を初め4市2町では、平成28年に策定された石川中央都市圏ビジョンに基づき、圏域の上下水道事業者が連携して事業基盤の強化に取り組むことにより圏域全体の上下水道サービスの向上と発展を目指して、平成29年2月に石川中央都市圏上下水道事業広域連携ビジョンを策定しております。当ビジョンでは、計画期間を平成29年度からの20年間とし、住民が安心して快適に暮らせるよう上下水道サービスのさらなる向上を目標に掲げ、現在若手職員を対象としたセミナーの開催や合同での応急給水訓練などの施策を推進しているところです。

ご質問の1つ目は、当ビジョンにおいて推進する施策の一つである料金収納窓口の共同化が圏域内における水道料金の統一に向かう可能性を含むものなのかということでございますが、当該施策は、現在、事業者ごとに異なっている料金収納のための電算システムを統一して、これを使用した料金収納事務を窓口業務とあわせて共同委託することにより各事業者の料金収納に係るコストを削減することが目的であり、料金体系の統一に向かうものではございません。

2つ目のご質問は、圏域内の料金格差については是正に向けた検討はなされているのかとのこと

でございますが、水道料金は水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展が図られるよう適正に定められております。ご質問の主旨にもありますとおり水源や地形、人口などの条件により事業者ごとに異なることはやむを得ないものであり、圏域内での統一については今のところ検討はされておられません。

今後も広域連携ビジョンに基づく施策の推進に積極的に取り組み、将来にわたり安全、安心な水の供給に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○多賀吉一議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 料金収納に係るコスト削減が今のところ中心ということで、料金の統一については、現状、特段の話がなされていないということをしっかりと確認をさせていただきました。

先日、新聞でも一面で報道されておりましたが、県内全域で比較すると事業者間での料金価格差が10倍超ということで、特に奥能登で顕著なようなのですが、蛇口から出てくる水、これは誰にとっても本来は同じものなので、内々価格差については本来あってはならない。しかし、やむを得ない部分もある。これについてはこの先もしっかりと検討をしていっていただかなければならないですし、代替性のきかない社会インフラということもありますので、公共水道に頼らざるを得ない私たち住民の利益を第一にして、持続可能で信頼される水道事業を守っていかなければなりませんし、今後、上下水道事業に係る官民連携がいかな手法のもとに落ちつくのか、それは今のところ分かりませんが、慎重な判断がなされることを期待申し上げまして、次の質問に移ります。

続いては2項目め、公文書における性別欄についてです。

さきに開催された6月会議では、道下議員がLGBTについての理解促進策に関する一般質問をなされています。これに対し石庫総務部長は、LGBTに対する理解を深め、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見をなくすことは非常に重要なことだと考えている旨を答弁されています。このような視点を持つことは、遠くは男女共同参画社会を具現化することに通じることはもとより、人権問題として捉え、これを保障する観点からも極めて重要と言わなければなりません。

このところマスコミ報道で取り上げられる機会が格段にふえたことにもよるのでしょうか、LGBTに対する理解や配慮の必要性について肯定的な世論が広がりつつあるように思われます。もちろん、住民福祉の増進を図るべく使命を負った自治体の中にもLGBTへの配慮として、殊に性同一性障害に関する具体的な施策をとるものがあらわれています。

例えば自治体が条例に基づき交付する印鑑登録証明書についてですが、かつて自治省が発出した事務処理要領をよりどころに、いわゆる基本4情報について登録するのを原則としているため、結果として登録印鑑の証明に当たっては性別が記載された書面が交付されることになろうかと思えます。しかし、登録印鑑を証明することと本人性の確認に当たっては、そもそも男女の区別が必要か否かの疑義を生じさせていました。これについて根本的な裁量が認められなければならない自治事務でもあることから、性別欄をなくした証明書の交付を可能とする自治体がふえつつあるようです。また、国民健康保険被保険者証を発行するに当たり、申し出があった場合に表面の性別欄に裏面記載、あるいは裏面参照などと付記した上で、裏面の余白や特記事項欄に戸籍上の性別を記載する取り扱いも可能とされているようです。

性差の把握する必要性が認められたり、性別情報が特段の意味を持つような場合、あるいは形式的に言うところの法律などの上位法によって規定されているため、そもそも裁量を認める余地がないような場合は別でしょうが、公文書における性別欄の必要性および記載方法を見直し、性的多様性を受け入れる対応をとるべきことは責務とも言えるでしょう。

寛容さを忘れ、強いものには唯々諾々と同調するような雰囲気は昨今、特にインターネットを中心として見受けられるような気がいたしますが、決して好ましい状況であるとは言えようはありません。今を心豊かに暮らすためのまちづくりを標榜する当町にあっては、このような風潮にくみしないことはもちろんのことです。あらゆる場面において多様性を受け入れ、個人の尊厳と権利を守るべく決意を具体的な行動として積極的に内外に示すことによって、決して町職員に限られたものではなく、住民の皆さんにおかれても理解が促進され意識を涵養することにもつながると考えます。

そこで質問いたします。

当町の所管事務に係る公文書の類いには、男女の別を記載事項としているものが多くあると思いますが、性的多様性を肯定しLGBTの方へ配慮する観点からも、性別記載欄について見直しを行うことには大きな意味があるはずです。申請に基づき交付する種々の公文書にあって法改正を待たずとも可能であるはずのもの、例えば印鑑登録証明書において記載される場合のように、必ずしも必要性が認められない性別表記について省略、削除すべきと考えますが、いかがでしょうか

以上、総務部長にお聞きいたします。

○多賀吉一議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 公文書における性別欄についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありますように、印鑑登録証明書に関しては、平成28年12月の総務省自治行政局住民課長からの通知において、男女の別の記載しない取り扱いとして差し支えないとされております。また、同日付の別通知において、男女の別の記載を省略した住民票の写しの交付を請求しようとする場合、男女の別の記載をしない住民票記載事項証明書の交付を請求させることとして差し支えないとされており、性的多様性を肯定しLGBT（性的少数者）の方に配慮する動きが広がっております。

こうした通知を受け、本町でも印鑑登録証明書の性別の取り扱いについて検討を行っており、同時に例規整備や庁舎の基幹業務を担う電算システムのバージョンアップ、コンビニ交付システムの改修など、性別表記を削除するために必要な各種手続やコストについて調査を行っているところでございます。

今後、性別を特定する必要がない手続につきましては、当事者の心理的負担の軽減を図るためにもその是非について検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○多賀吉一議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 通知に基づいて現在、調査、検討中ということですので、それを見守らなければならないのかとは思いますが、仮に条例の改正というレベルで可能なのであれば、それこそやるかやらないかということになろうかと思えます。登録印鑑の証明については新聞報道も

されていましたが、県内自治体では宝達志水町が先行事例となっているようです。これもシステム改修にあわせて見計らいながら実行に移されたとも報道されています。白山市では、11月の市長選挙にあわせて投票所の入場券について性別欄をなくすという決定をされているようですし、このことについても性的多様性にしっかりと取り組みを進めるんだという決意のあらわれだとも思います。寛容であるべきことはいろんな場面において重要だと思いますし、多様性の尊重につながっていく一つの取り組みとして、こうしたことはあらゆることに、繰り返しになりますが、つながると思いますので、今後の検討の推移をしっかりと見守りたいと思います。

次の質問に移ります。

それでは、最後3項目め、消防団員の準中型運転免許等取得に対する公費負担についてです。

昨年3月12日付で改正道路交通法が施行されています。この改正について特徴的と言えるのは、普通自動車の区分に係る見直しが行われたことでしょう。そこでは第3条に規定される自動車の種類において、中型自動車と普通自動車の中間車両に当たるものとして位置づけられる、準中型自動車が新設されています。車両総重量3.5トン以上7.5トン未満、最大積載量2トン以上4.5トン未満、乗車定員10人以下のものがこれに該当することになるようですが、コンビニ配送などで使用され目にする機会が多い、積載量2トンの保冷車をイメージすれば分かりやすいかと思います。中型自動車運転免許については、20歳以上であって原則として普通自動車運転免許を取得した後2年を経過していなければ受験することができないことになっています。しかし、新設された準中型自動車運転免許の場合、18歳以上であれば普通運転免許を取得するステップを踏まなくても受験が可能、つまり高校卒業の時点で取得を可能とするものとして注目されていますが、結果として普通運転免許については、運転できる車両の幅が狭くなったことに注意しなければなりません。要は、昨年3月12日より前に取得済みの普通運転免許については、車両総重量5トン未満であれば運転が可能とされていたものが、改正後に取得されるこのカテゴリーの運転免許については、車両総重量3.5トン未満でなければ運転することができないよう引き下げが行われたというものです。

この改正の背景には、経験の浅い若者が運転する貨物車両が起こす事故が多発していたため、免許区分を厳格化することによって必要な運転技術を習得させる目的があるようです。同時に物流業界において顕著な人手不足に対応すべく、高卒の新社会人を貨物輸送の即戦力として採用したい経済界の思惑が絡むものと思われますが、いずれにしても新たに運転免許を取得される若者に影響が及ぶことになります。普通運転免許に車両総重量3.5トン未満の壁をつくった改正であり、このことが新たな課題を生じさせているようです。

当町では消防団ポンプ車について、平成23年度に行われた津幡分団を皮切りとして順次更新配備が進められています。本年12月6日に予定される能瀬分団への更新配備によって一巡し、10分団全てに最新鋭の車両が整うことになります。ここで各分団に配備されるポンプ車について車両総重量を確認したいと思いますが、最も軽量のは津幡分団配備の4.46トン、最も重いのは笠谷、種の両分団に配備される4.68トンのものとなっています。つまり、10分団全てのポンプ車について、くだんの3.5トンを優に超えてしまっているということです。免許制度の改正を踏まえ車両製造メーカーでは、改正後の普通運転免許でも運転可能な車両総重量3.5トン未満のCD-I型消防ポンプ車をすでに開発されているらしく、国が発出した通知の中でも車両の更新機会を捉えて3.5トン未満への切りかえを進めることを促しています。

しかし、当町にあっては分団ポンプ車の更新配備がようやく一巡しようとしているところであって、現有車両の一般的な耐用年数を考えれば決して現実的とは言えず、また各分団の管轄区域によっては備えるべき装置なども考慮する必要があるため、単純には難しいと思われます。

現に在籍されている分団員の方が取得済みの普通運転免許については何らの支障がなくとも、地域防災の担い手としての使命感に燃え、この先入団を志す若者があらわれたとした場合、改正後にあっては少なくとも準中型運転免許を取得していなければ分団ポンプ車を運転することが許されないこととなります。その場合、同免許を取得することになるわけですが、現有免許なしの場合には36万円程度、普通運転免許から格上げの場合でも15万円程度の出費が必要になるようです。崇高なる奉仕の精神に支えられる消防団にあって、その活動に必須とも言える運転免許の取得費用を全て本人の負担に帰することは余りにも酷であり、若手団員の確保と士気にも影響を及ぼすのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

総務省消防庁次長が本年1月25日付で発出している通知によれば、自治体に対し、消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設などに取り組まれるよう求める内容となっています。自治体が公費負担する場合の負担割合等の詳細については明確に示されていないようですが、特別交付税措置についての言及がなされており、財源の裏づけについても一応は担保されているようです。地域防災の中核を担うべく団員の確保、殊に将来にわたる消防団の安定した組織運営を考えれば、若手団員の確保が課題とされるべきは当然のことです。

当町でも、消防団員が必要に応じて準中型自動車運転免許を取得される場合に、自動車教習所に要した費用等について公費負担するための制度を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、消防長にお聞きいたします。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

○多賀吉一議長 松浦消防長。

〔松浦清市消防長 登壇〕

○松浦清市消防長 消防団員の準中型運転免許等取得に対する公費負担についてとのご質問にお答えいたします

平成29年3月、道路交通法の改正により準中型免許が新設され、車両総重量が3.5トン以上5トン未満の車両を運転するためには準中型免許以上が必要となり、普通免許では運転できないこととなりました。ただし、この改正以前に普通免許資格を取得した者は、その取得日より中型免許8トン限定、または準中型免許5トン限定を取得しているとみなされ、新たに免許を取得しなくても運転することが可能であります。

現在、本町の消防団員が所持している免許の確認は入団時に行っておりますが、8月末現在での現有人員179人は、全員改正以前に普通免許資格以上を取得しております。したがって、今年度更新中である能瀬分団車を含め、本町の消防ポンプ車は全車両とも車両総重量が3.5トン以上5トン未満であり、現時点では消防ポンプ車の運転に支障がない状況となっております。しかしながら、今後普通免許資格のみの入団者が増加してきた場合、消防ポンプ車を運転できる団員が少なくなり、消防団活動に支障を来すことが予想されます。

総務省では、改正以降に普通免許を取得した入団者が準中型免許を取得する必要経費に対し特別交付税措置を講ずるとされており、若い消防団員の確保と活動の充実を図るためには消防団活

動に必要な運転免許資格取得に係る経費の公費負担が必要であると考えております。

なお、緊急時における消防ポンプ車の運転には、道路交通法により普通免許以上取得後、通算3年以上の期間が必要であることに加え、機関員としてのポンプ運用知識や技能習熟度も考慮する必要があります。

このため、公費負担とする対象者の条件や対象とする免許資格、経費などを検討し補助金要綱等の制定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○多賀吉一議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 現状では特段の問題は生じていないわけですが、しっかりと将来を見据えて、しっかりと対応していきたいというご答弁でしたので、そちらをしっかりと見守っていきたいと思いますし、消防団に対しては住民の皆さんは大きな信頼を寄せていらっしゃると思いますし、今回の台風21号もしっかりですが、いざ災害の場面となれば、それこそリーダーシップの発揮が期待されます。消防団を組織として長期かつ安定的に維持していく上で、消防長も言及されていましたが、殊さら若い人材の確保が大きな意味を持つのは当然ですので、こうしたことにしっかりと結びつける一つの施策として、準中型免許取得に係る公費負担制度について形あるものになることを期待申し上げたいと思います。

本日は台風一過、打って変わって青空が広がり、セミも私の近所ではかまびすしく鳴いていましたが、住民の皆さんにおかれては、まんじりともできない不安な夜を過ごされたことだと思いますし、けがをなさった方もいらっしゃるようで心配されるところですが、町長を先頭に町職員の皆さまには、それこそ献身的な対応をいただきました。敬意を表し、あわせて労をねぎらい、2番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、2番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

なお、傍聴人に申し上げます。傍聴人は、会議中は静粛に願います。

〔傍聴席で「はい」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 次に、1番 森川 章議員。

〔1番 森川 章議員 登壇〕

○1番 森川 章議員 議席番号1番、森川 章です。

本日は4点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、手話言語条例について問うということで質問させていただきます。

この質問に関しましては、手話を交えながら質問いたしますので、よろしくお願いいたします。では、質問を始めます。

〔以後、当該質問について発言とあわせて手話を行う〕

手話を言語として普及させるために、手話言語条例を制定する動きが広まっています。手話を言語として認め、手話が日常的に使え、聾啞者と健常者がともに共生できる社会を目指すもので、2013年鳥取県で制定されました。2013年、2つの自治体、ことしは185の自治体まで拡大しています。石川県での手話言語条例の施行の動きは、2017年、加賀市、金沢市、2018年、石川県、白山市、能美市において施行が行われています。

津幡町では、手話の講座や手話サークルの活動を行っていますが、さらなる手話の理解を普及させ、聾啞者と健常者の方々が共生できる社会のために、手話言語条例の必要性があると思われます。

津幡町では、手話言語条例についてどのようにお考えですか。

矢田町長、答弁をよろしくお願いいたします。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森川議員の手話言語条例についてのご質問にお答えいたします。

手話につきましては、平成18年12月に国連総会におきまして採択されました障害者の権利に関する条約および平成23年8月に改正されました障害者基本法で手話が言語として定義され、それぞれの条文中に明記されました。こうしたことから全国的に国への手話言語法制定の機運が高まり、本町議会からも平成25年12月に手話が日本語と対等な言語であることを示し、手話を使う聴覚障害者が社会に自由に参加できるよう、手話言語法制定を求める意見書が国会に提出されております。

一方、全国の一部の自治体では手話言語条例を制定しており、石川県でも本年4月に石川県手話言語条例が施行されました。その中には市町の責務も定められており、市町は基本理念にのっとり、地域の関係機関と連携して、社会的障壁の除去に関して必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他、手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする規定されております。

現在本町では、県条例および昨年策定いたしました町障害者福祉計画2017に基づき手話に関する施策を推進していることから、今のところ町手話言語条例の制定は考えておりません。

今後も手話奉仕員養成講座や手話通訳者等の派遣などさまざまな事業を展開しながら、聴覚障害のある人の社会参加を支援するとともに、手話に対する町民皆さまの理解促進および手話の普及活動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 石川県も制定をされました。これから聾啞者の方々と健常者の方々がともに理解をさらに深められますよう、条例だけではなくいろいろな方向で検討を続けていっていただければと思っております。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

不登校の問題に対し、取り組みを改善せよということで質問をさせていただきます。

津幡町議会平成27年12月会議においても同様の質問をいたしました。近年の状況を考えますと何らかの対応、対策が必要であろうと思い、もう一度同様の質問をいたします。

〔傍聴席で「森川、頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○1番 森川 章議員 多様化している教育現場において、不登校の問題は全国的に見ても増加傾向にあります。津幡町においても、小学校、中学校の現場を訪問して確認したところ、数名の児童生徒が、不登校や不登校に近い現状であることが確認できました。私のところにも何件かの相談があり、同年代の子どもを持つ親としてアドバイスなどをしてきました。近年、ここ2年でしょうか、私が相談を受ける件数も大変多くなっている現状であります。励ましやアドバイスだけではなかなか現状の改善ができず、多くの親や家庭、本人の悩む声を聞きます。

不登校のきっかけ要因もさまざま、本人にかかわる問題、いじめ、いじめを除く友人関係、学業不振、親子関係をめぐる問題、家庭生活の急激な変化など、各児童生徒個人で抱えるきっかけ要因はさまざまあります。いかに不登校の状態になる前に本人の気持ちを感じることが大切であります。これは、さまざまな専門機関や専門知識などでのフォロー体制が重要であると考え

られます。学校現場ではさまざまな取り組みの中で、新学習指導への取り組みや働き方改革、ベテラン職員の定年など、大変多忙であると言えます。学校現場では別室登校、保健室登校など、個別の子どもたちへの対応の幅が広がり、大変難しい状況であると思われます。町教育委員会、各学校においても対策が検討され取り組み、児童生徒一人一人の現状をしっかりと捉え、関係機関と連携をとりながら、ケアやフォローを行っている現状であろうと思います。

親や家族は大変悩んでいます。きのうまで元気に学校に通っていた我が子が、突然学校に行けなくなって家にいる子どもを学校へ、社会へ足が向くように何度も声をかけ、あの手この手で対策して悩んでいます。本人もなりたくてそのような状態になったわけではなく、いろいろなことが何かがひっかかり、足や心が学校へ向かなくなっているのです。

改善されるケースもあります。友達のフォローできっかけができ、学校に通えたケース、親同士がコミュニケーションをとり、さまざまな方法を提案して改善されたケース、学校においても教職員のかかわりによって改善されたケースなど、人と人とのつながりコミュニティーによって改善に向かうことがあります。

しかし、かかわり不足なのか、心がうまく前に向かなかったのか、家に引きこもるケースもあります。学校以外に通う手段があれば、何らかのかかわりをつくることができ、改善へのきっかけになると思われます。現実、学校以外に通う施設がない当町においては、不登校になり学校へ向かうことのできなくなった子どもたちは、自宅にいるか金沢市や白山市にあるフリースクールなどへ通っています。他の施設に通うのにも送迎や金銭的な負担もあります。送迎をする際、親が今の職をやめ、送り迎えをしている話も聞きました。フリースクールに通わせるにも使用料を月に3万5,000円程度負担している話も聞きます。

本来なら、津幡町の学校に通いたい、通わせたい、しかしさまざまな理由で通えなくなっており、家に引きこもっていても改善にならないので、何らかの行動をしようと本人も親も家族も悩んでいます。

まずは、当町の不登校の現状はここ近年どのようなになっているかをお聞きします。また、現在不登校になっている子どもたちの現状を把握する手段があるのかお聞きします。そこで、適応指導教室の設置、専門職員の育成、配置について取り組みをお聞きします。また、フリースクールなどに通っている子どもたちへの経済的負担を軽減するために町での補助等を求めます。

吉田教育長、答弁をよろしくお願いいたします。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 不登校の問題に対し、取り組みを改善せよとのご質問にお答えいたします。

本町の近年の不登校の状況についてですが、不登校児童生徒数は年度により多少の増減はありますが、全体としてはほぼ横ばいの状況にあります。改善したケースを見ると、短時間でも登校できるようになったという部分登校や保健室や学習室などへの別室登校ができるようになったなど、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒が複数おります。

町教育委員会では、定期的に全小中学校からいじめや不登校の状況についての報告を受けるとともに、日常的に学校と情報を共有しております。そして、必要に応じて福祉などの関係機関と学校をつなぎ、個に応じたきめ細かな対応ができるよう、学校を支援しております。そして、不

登校の児童生徒が、学校以外の場所でどのように過ごしているのか、教員や友達とのどのようなつながりを望んでいるのか、安心して過ごせる場所はどこなのか、どのような進路希望を持っているのかなどの状況を把握し、次の支援につなげていくように努めております。

本町では、現在のところ適応指導教室設置の具体的な予定はございませんが、今後、不登校児童生徒の学習の場の一部を学校以外に設ける取り組みや、多様な教育機会を提供している民間団体との連携により居場所を確保したり、登校を支援したりする取り組みなど、不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かな支援を検討してまいります。

次に、専門職員の配置、育成についてですが、教育行政の役割として関係機関との連携を図りながら生徒指導や教育相談、家庭教育支援などを推進していく専門職員の充実は、非常に重要だと考えています。現在は、町教育センター所長や指導主事など、学校での児童生徒の状況をよく把握している専門職員を中心に、さらに県から学校に配置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用した支援を行っています。今後もそれぞれの役割を担う職員の資質向上と配置の充実を図ってまいります。

最後に、フリースクールなどに通う児童生徒の家庭への補助等についてですが、現在は通学定期券の学割のみの取り扱いとなっております。今後は、特に経済的に困窮している家庭を対象とした必要な支援について、情報収集を行ってまいりたいと思います。

なお、今年度からの事業になりますが、本町を初め4市2町で構成する石川中央都市圏の適応指導教室に関する連絡会において、各市町の情報を共有しながら連携して取り組める事業について検討を始めております。

不登校のきっかけや要因は一人一人異なり、また複雑に絡み合っている場合が多く、支援や解決の方法はさまざまです。一人一人に応じた支援を考えていくとき、その子の居場所ができること、現状を受け入れながら将来の自立に向けた支援をすること、その子なりに成長できる機会をつくること、これら3点が大切です。これらのことを踏まえ、町教育委員会としては、児童生徒の居場所を大切にしたい魅力ある学校づくりに向けた学校運営を支援し、児童生徒や保護者の思いを大切にしたい効果的な取り組みを進めてまいります。

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 現在行っている対応と内容等を聞かせていただきました。

ここで、再質問をいたしたいと思います。

現状の中で、フリースクール等への連携というのは、今把握をしながら情報共有をしていくというお話でお聞きしました。またもう1点、石川中央都市圏での適応指導教室等での連携というものが今後に検討していきたいということなんですが、ここについての内容を少し詳しく教えてほしいんですけど、例えば津幡町の不登校の児童が近隣の市町の適応指導教室へ通うことができるというところまで検討をしていくという考えなのでしょうか。こちらのほうを少し教えてください。

よろしくお願いします。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 ただいまの再質問で2点あったと思いますので、それについてお答えいたします。

まず1点目のフリースクールとの連携についてです。現在、町内でもフリースクールに通っているお子さんが数名ございます。学校とフリースクールとで情報共有をして、そして学校長がそれを教育課程に準ずる学習ができていると判断して、それを登校として認めているという状況になっております。行けば必ず登校したということになるわけではございませんけれども、これはあくまで連携の中で情報共有をしながら、そのように認めているという状況がございます。今後もその情報共有、これを大事にしていきたいと思っております。

それから2点目の石川中央都市圏の適応指導教室に関する連絡会のことについてですけれども、本町から他市町への適応指導教室への通級ということは考えてはございません。この連絡会は、今年度第1回が開かれたばかりでございまして、まず第1回目は、この連絡会の規約の確認、そして各市町の現状を紹介し合って情報交換を行ったところでございます。一応、今年度は2回予定をしているということでございますので、2回目にもまた新たな情報共有等ができるかと思っております。まだまだ内容的にはどういうことができるかということは、これからの検討課題でございます。

以上です。

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 多様化している教育現場の中で、いろいろな子どもたちが悩んでいる、また親が悩んでいるということのを的確にいろいろサポートしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、児童虐待防止についてということで質問をさせていただきます。

全国的にも児童虐待の件数はふえてきております。先日もニュース等で児童虐待の痛ましい事件が起こりました。経済的困窮、社会との孤立などにより虐待がふえているということですが、一件でも虐待を減らす、また重大な事案につながらないようにしていかなければなりません。虐待を行ってしまう親は、家庭状況や経済的困窮などさまざまな要因があります。親だけの問題ではなく、さまざまな支援が必要である家庭を地域や学校、社会で見守り、支援していかなければならないと思います。

児童相談所における児童虐待相談件数は年々ふえており、平成28年では全国で12万2,578件になります。また、石川県では平成27年度、728件、平成28年度、846件と増加しています。中央児童相談所での石川県内自治体別の相談件数を見ても増加傾向にあり、当町では近隣の市町より児童数に対しての相談件数が多くなっている現状があります。児童相談所の相談事案が全て虐待というわけではありません。非行や障害、不登校などさまざまな事案があります。

また、このことはさまざまな機関や相談窓口の設置によっても異なりますので、教育センターの設置や行政や学校、福祉施設、警察などで対応できたケースもあります。さまざまな連携や地域の中での問題発見、相談、解決に向かえることもあります。児童虐待への対策を強化していくために、2点の事項について現状をお聞きするとともに、さらなる対策強化を求めます。

1点目は、虐待の早期発見、早期対応をさらに強化するために学校や福祉施設、医療機関、警察等の関係機関との連携をさらに強化すること。

2点目は、地域コミュニティの中で虐待の早期発見と社会から孤立する家庭の防止、予防を強化することについてお聞きします。

小倉町民福祉部長、答弁をよろしくお願いいたします。

○多賀吉一議長 小倉町民福祉部長。

〔小倉一郎町民福祉部長 登壇〕

○小倉一郎町民福祉部長 児童虐待防止についてのご質問にお答えいたします。

本町の児童虐待防止に関する業務につきましては、その体制強化を図るため町民福祉部の課を再編し、平成29年度から福祉課内の町地域包括支援センターが行うことといたしました。こうしたことで、地域包括支援センターがこれまで構築してきた専門職ネットワークや地域コミュニティとの連携を基盤に児童虐待の早期発見、早期対応に取り組むことができ、相談者の年齢や状況に関係なく、地域住民として必要な支援を見立て、対応することができる体制となりました。

児童虐待の早期発見、早期対応として、園児、児童とのかかわりが深い保育園や学校に対し、気づいたことがあればいち早く町地域包括支援センターに連絡してもらうよう、日ごろから連携体制を整えています。また、健康推進課の保健師などによる乳幼児健診や家庭訪問において、不適切な養育状況が見られた場合も情報の共有化を図ることで、連携の推進に努めているところであります。さらに、県中央児童相談所や町教育委員会などの実務担当者で構成する町要保護児童対策地域協議会実務者会議では、対象児童の情報交換や援助方法について協議を行い、虐待対応に当たっています。今後も定期的な情報交換を行い、お互いに顔が見える関係を築くことで、さらなる連携強化を図ってまいりたいと考えています。

次に、地域コミュニティの中での対応についてですが、児童虐待の相談には非行や障害、不登校などさまざまな問題が絡んでおり、家庭だけではなく、地域住民の日ごろからのつながりが重要になってくるものと考えています。町内全地区で設置された地区くらし安心ネットワーク委員会では、高齢者を対象とした地域の見守り体制の構築に取り組んでいますが、さらに子育て世代の孤立化を予防できる見守り体制にも拡充できるよう、地区委員会への働きかけも必要であると考えております。

今後、町では地域包括支援センター職員のさらなるスキルアップを初め、児童相談所、教育委員会、医療機関、警察などの関係機関と引き続き連携を図りながら児童虐待防止および早期発見、早期対応に努めてまいります。

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 地域コミュニティの中で、くらし安心ネットワークを通じてしっかりと情報を把握して、また児童虐待の事案がないかしっかりと把握していくということでありました。今、くらし安心ネットワークの構成するメンバーの中で、子ども会やPTAと言われる方々も入っていると思うんですけども、もう一つ保育園とかそういう年代の方々の親もぜひかわれるような仕組みを今後また構築していただければと思います。

それでは、4点目の質問に入らせていただきます。

防災士の活用についてということで質問をさせていただきます。

先日、町防災訓練が行われ、さまざまな訓練がきびきびと行われていたように感じられました。災害等が起こったとき、災害の対応として地域コミュニティや専門知識者によるリーダーシップは重要なものと理解しました。対応の迅速性、対応力が向上し、実働する人たちの動きもよいと感じました。

現在、当町が確認している防災士、また各区での登録になっている防災士がおられますが、防

災士の持っている専門性はさまざまな施設でもさらに活用していけると感じています。学校や福祉施設、公共機関など災害時の対応にリーダーシップを持って取り組める防災士のさらなる育成が、安心、安全なまちづくりにつながっていくと考えられます。

現在、当町が確認し、把握している防災士は何人おられ、どのような活動をしているのかをお聞きします。そこで、防災士の資格を個人的に取られた方がおり、その方々を町として把握し、活動をする環境を整備していく考えはないかお聞きします。また、防災士の資格取得の要請を学校関係者、福祉施設関係者、公共機関などへ図る考えがあるのかをお聞きします。

吉田総務課長、答弁をよろしくお願ひいたします。

○多賀吉一議長 吉田総務課長。

〔吉田二郎総務課長 登壇〕

○吉田二郎総務課長 防災士の活用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町が確認し、把握している防災士は何名おられ、どのような活動をしているのかとのご質問にお答えいたします。平成30年6月末現在で、町には158名の防災士がおります。このうち町が要請して防災士となった方は、町職員を含め117名でございます。活動については、それぞれの防災士の方の所属地域に応じて若干異なりますが、主に自主防災クラブにおける訓練の企画立案への参画など、各地区防災クラブ、自主防災クラブにおけるリーダー的な役割を担っていただいております。また、地域での活動のほか防災士としての知識、技能向上のため、スキルアップ研修や防災シンポジウムなどへの参加もいただいているところでございます。

次に、防災士の資格を個人的に取得している方々を町として把握し、活動する環境を整備していく考えはないかとのご質問にお答えいたします。町としては、個人的に資格取得された方でも地区の自主防災クラブに参画いただき、災害時において共助のリーダー的な役割を担っていただくことは、当然ながらよいことと考えております。しかしながら、個人的に資格取得された方には、職業上必要な方などそれぞれに事由があるため、活動する環境を町が整備するには個々の申し出、了承をいただく必要があります。申し出があった場合には、速やかに所属となる地区自主防災クラブの活動について調整を行っていきたいと考えております。なお、防災士のスキルアップの研修等については、個人的に取得された方にもご案内をしております。

次に、学校関係者、福祉施設関係者、公共施設などへの防災士の養成を図る考えがあるのかとのご質問ですが、現在、町としましては地域に所属する防災士の養成を最優先と考えております。また、町職員の災害対応力向上の観点から、町職員の防災士養成もあわせて行っております。それ以外の防災士の養成についてですが、例えば町として事業所等へ直接要請を行うことは、それぞれの事業所での役割や責務があることを踏まえ、現時点では考えておりません。その上で今後についてですが、事業所等に対しましては、防災士の役割や重要性についての啓発を重点的に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

○1番 森川 章議員 4点の質問をさせていただきました。

4点の質問の中で、誰もが安心して暮らせる津幡町であるべきだなということを強く感じながら、福祉や教育の部門、また災害防止の部門で質問を今回はさせていただきました。今回、台風が接近して大変怖い夜を過ごしましたが、住民のコミュニティーのつながりからさまざま

な場面でいろいろ守れたり、またきょうも朝から対応に励んでいる地域の方々を見ると、安心して暮らせる津幡町であるべきだなということを強く感じました。

これで、森川 章の4点の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○多賀吉一議長 以上で、1番 森川 章議員の一般質問を終わります。

次に、6番 荒井 克議員。

〔6番 荒井 克議員 登壇〕

○6番 荒井 克議員 6番、荒井です。

私からは、2点について質問をいたします。

まず1点目は、豪雨等で出る災害ごみの問題について質問をいたします。

ことし6月末から7月にかけて降り続いた豪雨は、西日本を中心に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

西日本を襲った豪雨の被災地で大量に排出されたごみの処理が今も深刻な問題となっております。岡山県倉敷市真備町では、地区の約3割が水没し、空き地や田んぼの一角に泥水につかった家具類の災害ごみ、生ごみなどが山積みになれ、異臭が漂い、後片づけ作業時の感染症対策も含め衛生面の問題が懸念されました。倉敷市の推計によると、市内の災害ごみは7万から10万トンに上がり、真備町がその大半を占めたということでもあります。また、広島県や愛媛県など西日本の多くの自治体においても、膨大な量の災害ごみが積み上げられ、処理が見通せない状態が続きました。生活再建のおくれや衛生環境の悪化が懸念される中、災害ごみは巨大地震で想定される量の数倍や戦後最大規模が見込まれる地域もあり、処理にどれだけの期間がかかるか先が見えない状態が続いたと聞いております。

当町では今から54年前、昭和39年7月に津幡川が激流により氾濫し、771戸が浸水、犠牲者も3人出ております。当時の津幡川は川幅も狭く、また細かく蛇行しており多少の雨でも水位を超え、毎年のように床下浸水の被害を受ける地域も多くありました。以後河川改修が始まり、川幅も広く、蛇行箇所も少なく、氾濫のない現在の津幡川となっております。

しかし5年前、平成25年8月23日から降り続いた雨が菩提寺観測地点で時間雨量67ミリに達し、また24時間で241ミリを記録しました。その結果、道路冠水、家屋の浸水、土砂崩れなどの被害が発生しております。

このように、予測困難な局地的集中豪雨がいつ襲ってくるか分からない中において、西日本豪雨のように地区の水没もあり得ることで、それによって当然、災害ごみも発生します。今後の災害に対する備えや認識も変わってくることと思います。当町の防災に関するハザードマップも改良を加え、安全、安心につながるよう細かく表示されておりますが、先ほどの西日本豪雨における大量のごみ処理が大きな問題となっております。

町内各地区に災害時における災害ごみの仮置き場の設置をすべきではないかと考えます。防災マップに設置場所を表示し、町民に周知を促すことが必要ではないでしょうか。

梶田環境水道部長に答弁を求めます。

○多賀吉一議長 梶田環境水道部長。

〔梶田和男環境水道部長 登壇〕

○梶田和男環境水道部長 荒井議員の防災マップに災害ごみの仮置き場を示せのご質問にお答え

いたします。

災害ごみは、集中豪雨、台風や地震などの自然災害で発生し、さまざまな種類のものが土砂等と混在していることから、その処理には多大な経費と労力、時間を要することになります。

石川県では、平成28年3月に石川県災害廃棄物対策指針を策定し、その中で加賀平野でマグニチュード7の地震が発生したとの想定で、本町では木くず4万4,300トン、コンクリート7万3,600トン、金属4,900トン、残材6万1,000トンの計18万3,800トンの災害ごみが発生すると想定されており、その仮置き場に必要な面積は3万4,800平方メートルと試算されております。

現在、河北郡市内で発生するごみの処理は、河北郡市広域事務組合にて河北郡市の1市2町共同で行っていることから、災害ごみにつきましても2023年4月に供用開始予定の新クリーンセンターの建設に伴う国庫補助金を受けるための計画書を2020年1月までに策定する必要があります。その処理計画書の中で、災害ごみの処理方針や災害ごみの仮置き場などについても明記する必要がありますので、災害ごみの仮置き場等を調査、検討した上で、議会の皆さま方に報告させていただきます。

しかしながら、防災マップに設置場所を明示し、町民に周知を促すことが必要ではないでしょうかとのことですが、冒頭に申しましたように、災害ごみは集中豪雨や地震等により発生し、その有事により仮置き場への搬入路や仮置き場所の状況で、使用できるか、できないかの判断や悪臭などによる隣接地の風評被害も考えられることから、今のところ公表は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○多賀吉一議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 ゆうべの台風もありましたし、先週末の能登地方を襲った豪雨もあります。また今後、災害に対するいろんなことが起こってくると思います。また今後、いろんな形で考えていかなんことあると思いますので、またよろしくをお願いいたします。

次、2点目でございます。

2点目は、成人年齢引き下げによる成人式の日に移行についてということで質問をいたします。

ことし6月に成人年齢を引き下げる改正民法が成立し、2022年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げることが明らかになりました。1876年、明治9年の太政官布告で満20歳になった成人の定義が変わるということになります。これによって施行に向けた課題も多く、若年層の年齢条項がある法律も大きく影響を受け、それぞれの所管省庁で引き下げの妥当性の議論が始まっております。成人年齢引き下げで、新成人が18歳になる年が大学受験などに重なるため、成人式の開催時期や方法は関係省庁の大きな検討課題になってきます。

当町においても、現在継続中の真夏の成人式の開催時期についても検討する 때가来たようがあります。今までにも私を含め何人もの議員が開催時期について一般質問を行ってきましたが、なかなか前向きな答弁をもらえないまま、今に至っております。

4年前にアンケート調査が実施され、その中で1月開催に希望するという方が成人対象者で70パーセント、保護者で65パーセントという結果が出ている中でも、これからの津幡町の成人式については夏の成人式開催に至った帰省のしやすさや式典の簡素化など歴史的背景や理由を考慮し、45回を数える夏の成人式としての伝統を守りつつ、また恒久平和について改めて考え、後世に継承していく場として、また県内唯一の夏の成人式として注目を集めていることから、元気な津幡町をアピールし町の一部活性化につなげるため、夏の成人式の開催を継続するとまとめておりま

す。

今回の成人年齢引き下げに当たり、成人式の開催時期を関係省庁、各自治体はどう取り組むのか、また20歳、19歳、18歳と重なることも考えると、改正年度に複数回の成人式を行う可能性も考えられます。2022年まで3年余りしかない中においては喫緊の課題であります。

私は、若者たちは国が定めた成人の日に式を行うことで、心待ちにしていたこの未成年と成人の境の消失の成人の日を仲間とともに祝うことに意義があると考えます。

当町において成人式について移行の考えはあるのか、国の動向に合わせていくのか、また単独で決めていくのか。今後の津幡町の成人式のあり方について、矢田町長の考えを求めます。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 新成人年齢で当町成人式の日移行はとのご質問にお答えをいたします。

成人式の時期やあり方につきましては法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施されております。本町では昭和44年から旧盆の8月に成人式を開催し、今年度で夏の開催は50回目となりました。ことしは町外在住者を含む514名の対象者に対し、366名の出席をいただき出席率は71.2パーセントで、夏の成人式は定着しているものと考えております。

今般の民法を一部改正する法律の成立により、2022年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢の18歳は、多くの方が高校3年生であり、1月は進学などの進路を決定する重要な時期となりますので、成人の日前後の成人式開催は難しいと思われます。8月以外につきましては、あくまでも個人的な考えになりますが、進路がおおむね決まる3月の春分の日または最終日曜日の開催も選択肢の一つと考えられるのではないかと考えております。また、18歳に引き下げた場合、2022年度に限り3学年を対象にした成人式の開催という課題もございます。なお、高校生の受験シーズン等の配慮から、これまでどおり対象年齢を20歳のままとし、成人式という名目ではなく「20歳を祝う成人の集い」として1月に開催することを予定している自治体もあると聞いております、

今後は8月の現在の成人式も含め、いろんな全国的な動向も参考にしながら、真に成人者のための式典になるよう、いろいろご意見をいただきながら開催時期や対象年齢を決定していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○多賀吉一議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 再質問いたします。

今の答弁で、3月の春分の日ということも考えられるとおっしゃいましたけれども、4月から5月にかけてのゴールデンウィークとかは、そういう検討はされたのですか。いかがなものでしょうか。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 一部、4月に成人式を開催している市町村もあるようでございます。5月の連休というのはある意味では、旅行に出かけたりする方が多い、そんな時期でもあるのかなという気もいたしますし、先ほど申しましたとおり、今後いろいろと検討する余地がございます。そんな中で、ゴールデンウィークということも考えられないではないかもしれません。ただ、今申し

ましたとおり、家族そろっての旅行であったりとかということも多い、そんな時期でもございますので難しいのではないかな、そんな気もいたしております。開催時期や対象年齢につきまして、いろんなご意見をいろんな方々からいただきながら決めていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 一生に一回の大切な成人式でございます。また、慎重にご検討のほどをよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、6番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時10分から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後2時53分

〔再開〕 午後3時10分

○多賀吉一議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 5番、西村 稔です。

防災意識の啓発について質問いたします。

平成24年に酒井議員が海拔表示板の設置について質問されております。

平成23年、東日本大地震が発生したのを受けて、全国的に海拔表示板の設置に取り組んでおります。当時の津幡町海拔表示の設置は公共施設に45か所あるということです。

このことを踏まえた上で、町長に質問いたします。

日本は災害大国、津幡町にとってもいつ災害が起きても不思議ではありません。異常気象とか想定外の災害という言葉で事態の責任を転嫁してはいけないと思います。津幡町に限ってそのような事態がないように対応する行政が必要であります。いざというときにどこに避難するかということが大事であります。

現在ある防災マップにある公共建物が、東北地震を見ても避難場所にならない事態が発生することが起きることも想定しなければなりません。海に面していない市町は、県下で野々市市と津幡町ぐらいであり、津波の心配がないとしているかもしれませんが、津幡町の標高は井上保育園では2.6メートル、条南小学校では2.7メートル、津幡南中学校では3.1メートルとなっており、浸水する可能性が大であります。

県下の市町では公共施設はもちろんのことですが、ごみステーションや電柱等、至るところに標高を表記してありますが、津幡町では公共施設には表記は36か所、屋外施設で6か所、その他の箇所では銀行やJ Aで設置が16か所となっております。他市町を参考にして、津幡町も常に町民の目に入るところに表記して、防災意識を啓発しなければならないと思います。

また、標高の高い清水丘陵地に避難場所としての公共施設を計画することが重要な課題であると思います。

また、高台に仮設住宅用地の確保も必要なため、そのための準備も必要であり、具体的な防災

マップを作成すべきと思います。中能登町と災害協定を結んでおりますが、災害は一時的に短期間で復興するものではありません。

ぜひ、避難地域、避難場所の確保をしてほしいものです。町民の目のつくところに標高を明記して、町民に防災意識を図っていただきたいものです。ちなみに志賀町の公共施設には58か所、そのほかに419か所に設置してあるとのこと。津幡町にもぜひ設置していただきたいのですが、町長の回答を求めます。

○多賀吉一議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の防災意識の啓発についてのご質問にお答えいたします。

答弁の前に、今ほど質問の中で、海に面していない市町は県下で野々市と津幡ぐらいと言われましたけれども、中能登町もそうですし、川北町もそうであることを申し添えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

初めに、常に町民の目に入るところに標高を表記して防災意識を啓発しなければならないのご質問にお答えをいたします。海拔表示は、多くの自治体が津波被害を軽減するための対策として道路施設等に設置を行っております。津波発生時には一刻も早く高台に避難する必要がある、普段から地域の海拔を意識し、警戒と防災意識を高めることを意図しております。本町の津波被害想定は、平成29年5月に石川県が見直しを行い被害想定が拡大された津波浸水想定区域図においても、それまでと同様に河北潟干拓地のみとなっており、ご質問の志賀町とは地形的状況が異なっております。こうしたことから本町といたしましては、引き続き、平成25年度に海拔表示を設置した箇所を基本として住民への意識啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。なお、新たに公共施設が設置されればその施設にも表示をしていくとともに、掲示に協力いただける施設がある場合は追加表示も検討してまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、仮設住宅用地の確保のため、具体的マップを作成すべきのご質問にお答えいたします。仮設住宅は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の借り上げなどを勘案した上で必要戸数を調査し、建設することとしております。建設候補地は公共用地の中からすでに選定済みでございますが、被災状況を踏まえて決定するため公表はしておりませんのでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 再質問はありませんので、これで私の質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党、塩谷です。

昨日は台風21号の通過で大風が吹き、被害があった方もいらっしゃると思います。早くもとの状態になられるようにと願っております。また、消防団の皆さんや役場の職員の皆さん、台風に備えて諸準備や対策、大変ご苦労さまでした。私は知り合いの高齢者の方をお連れしまして、福祉センターに行きましたが、大変親切な対応をしていただきましてうれしく思いましたと同時に、避難に当たっては問題点も見えてきましたので、12月議会でそれについては述べさせていただき

たいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

きょうは4点にわたりまして、質問をさせていただきます。

まず1つ目です。津幡町役場で障害者の雇用は正しく行われているのかということです。

障害者雇用促進法に基づいて障害者雇用が行われていますが、国の中央官庁でも石川県でも障害者の雇用を水増ししていたことが発覚しました。法定雇用率は、ことしの4月から国・地方自治体は2.5パーセント、民間企業は2.2パーセントとなっています。民間企業では法定雇用率が達成していなければ納付金を支払うことになっていますが、国とか地方自治体にはそれがありません。厚労省は昨年、国の行政機関で雇用されている障害者を約6,900人と公表していましたが、不正に雇用率に算入していた人数が3,000人を超えると発表しています。それだけ多くの障害者の雇用機会が奪われていたことになります。

2014年にも厚労省管轄の独立行政法人で水増しが行われていたことが分かり、第三者委員会が改革案を提案していましたが、真剣に取り組む対応がとられていませんでした。そのことを考えると、障害者の働く権利が侵害されているという認識が薄いのではないかと思います。

津幡町の役場では、障害者の採用はどうなっているのでしょうか。新聞報道によりますと、津幡町役場の障害者雇用率は2.49パーセントとほぼ雇用率を達成していますが、この数字に水増しはありませんでしょうか。さらに、この採用枠は正規雇用でしょうか、それとも非正規雇用も含まれているということでしょうか。また、今後2.5パーセントとなるように障害者を雇用していけますのでしょうか。

総務部長にお尋ねいたします。

○多賀吉一議長 石庫総務部長。

〔石庫 要総務部長 登壇〕

○石庫 要総務部長 塩谷議員の津幡町役場で障害者の雇用は正しく行われているのかとのご質問にお答えいたします。

障害者がごく普通に暮らし、地域の一員としてともに生活できる共生社会実現の理念のもと、全ての事業主には一定割合以上の障害者の雇用が義務づけられており、その法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。法定雇用率は国や地方自治体は平成29年度までは2.3パーセントでしたが、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、平成30年4月1日より2.5パーセントに引き上げられました。

津幡町役場の平成29年6月1日、これは調査日でございますが、の障害者雇用率は、議員のおっしゃるとおり2.49パーセントで昨年度の法定雇用率は達成しており、本年6月1日の障害者雇用率は3.26パーセントで改正後の法定雇用率も達成しております。該当となる障害者の把握については、全て障害者手帳で障害の等級や内容を確認しております。

ご質問の非正規雇用とも言われる非常勤職員については職員数に含まれていませんが、それを加えた場合の障害者雇用率も2.66パーセントとなり、法定雇用率を達成しております。

今後も障害者雇用のガイドラインを遵守し、法定雇用率を達成するよう計画的な職員の採用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 障害者の雇用が正しく行われておりまして、しかも法律で決められてい

る以上の雇用がなされていることを大変うれしく思います。障害者の雇用ということを大変正しく理解していただいていると思ひまして安心いたしました。

ありがとうございます。

2つ目の質問に行きます。

通学路に危険なブロック塀はないのかという質問です。

6月の大阪府北部地震で、学校のプール外壁ブロックが倒れて児童が亡くなるという痛ましい事故が起きました。津幡町内の学校では調査した結果、違法なブロック塀はなかったとお聞きしていますので大変安心していたのですが、ほかの自治体のお話を聞いておりまして、通学路はどうなっているのかと思いました。通学路はどうなっておりますでしょうか。地震などが起きた場合は、学校だけでなく通学路でもこうした問題は起きます。各学校のPTAに協力をお願いして、点検は済んでいるのでしょうか。まだ行われていないようならぜひ点検をお願いしたいと思います。

撤去が必要なブロック塀があった場合、補助金制度をつくり、ブロック塀撤去を早急に進めようとしている自治体があります。例えば堺市ではブロック塀の撤去に1平方メートル当たり1万3,000円、限度額15万円、相模原市では補助対象工事費の2分の1の補助で限度額10万円、和歌山市では補助率10分の9で限度額40万円などです。早く撤去をしてもらうために補助する期間を限定しているところもあります。危険なブロック塀を早急に対処するには、大変効果のある制度だと思いますので、津幡町でももし必要があるなら検討していただきたいと思います。

学校教育課長にお尋ねいたします。

○多賀吉一議長 羽塚学校教育課長。

〔羽塚誠一学校教育課長 登壇〕

○羽塚誠一学校教育課長 通学路に危険なブロック塀はないのかとのご質問にお答えいたします。

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による小学校プールのブロック塀倒壊による児童の死亡事故を受け、本町では緊急に学校施設での塀の点検を実施しました。この結果、町立の小中学校および幼稚園に違法なブロック塀はありませんでした。

通学路については、例年11月ごろに主に交通安全の面から児童生徒の安全を確保する目的で、道路管理者や警察などの協力のもと、通学路合同安全点検を実施しております。今年度は、5月に新潟市で起きた小学生女児殺害事件や今回のブロック塀倒壊事故を受け、不審者などの防犯対策と防災の面からの確認も加えて実施するため、点検時期を例年よりも早めて今9月に実施する方向で計画しております。このため、現在この事前作業として、各小中学校で危険箇所の確認を行っています。その報告を受けた後、町教育委員会でも再度確認を行い、関係機関の立ち会い、協力を得て、目視による通学路の合同点検を実施いたします。

しかし、個人所有のブロック塀については、あくまでも所有者の責任において管理されることが基本であり、本町では建築担当の都市建設課において、ブロック塀安全点検の実施の必要性を町ホームページや町広報でお知らせするとともに、町内会向けの回覧用チラシなども配布し広く周知を図っております。そこで、個人所有のブロック塀の改修、撤去に係る支援については、関係課で連携し調査、研究しているところです。

町教育委員会では、今後も通学路の危険箇所の把握、改善に努めるとともに、児童生徒に対して、危険回避の方法等について指導する機会を学校とも検討したいと考えております。

以上です。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 確認の意味で、再質問させていただきます。

学校のほうでは、それぞれ9月に実施して、その報告を受けてから合同でまた調査するというお話だったと思いますが、もしそこで民間の方の危険なブロック塀があった場合に支援ができるかどうか、いろんな方がおいでだと思いますので、自力でできる方はそれで問題ないと思うのですが、大変難しいというような場合があったときに、どうするかということが大変心配だったので、補助制度みたいなのができないかというふうにお聞きしたのですが、先ほどおっしゃられたのがそれも含めてどうするかということを検討するという理解でよろしいでしょうか。それは所有者の方にお任せするということなのか、そこだけもう一度お聞かせください。

○多賀吉一議長 羽塚学校教育課長。

〔羽塚誠一学校教育課長 登壇〕

○羽塚誠一学校教育課長 再質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、他の例も含めて現在調査、研究中でありまして、具体的な方針が決まりましたら、また議会の皆さまに報告させていただきたいと思います。

以上です。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 そういう支援方法も含めての検討というふうに理解させていただきました。

ありがとうございます。

3つ目の質問に移らせていただきます。

3つ目は、町道の融雪道路設置の計画はあるのかということでお尋ねいたします。

ことしの夏はずいぶんと暑く、命の危険を感じる暑さなどという言葉も聞きました。初めのころは異常な暑さと言っていました、この暑さが普通になってしまったような感さえあります。暑さが異常ということは、寒さも異常になるのではないかと案じられます。去年の冬も大雪に悩まされました。

県道の融雪道路については、県に対して要望を上げ、少しずつ延長が認められているとお聞きしていますが、町道の融雪道路はどのような計画になっていますでしょうか。私が大変気になっています道路は、太田地区の住宅地の真ん中を南北につながっている道路、太田会館の前を通る道路です。太田地区の住宅地でも北陸電力津幡変電所から県道新太田まで東西に走る道路は広いので、除雪も割合早く行われるのですが、広くない道路は除雪車がなかなか入ってきませんし、融雪も行われていないので、雪のある間、この道路を通るのは大変苦勞をいたしました。緑が丘も融雪道路が少なく除雪も遅いと思っています。きっと地区それぞれに融雪道路にしてほしい箇所があるのではないかと思います。

町としては今後、融雪道路にしようとして計画している道路はあるのでしょうか。地下水の問題もあるのでしょうか、利用者数の問題もあるとは思いますが、その優先順位はどのような基準で決まるのでしょうか。予算との兼ね合いだということはよく分かっていますが、気候がこれだけ異常になってきているわけですから、異常気象や災害に対する対策は待ったなしだと思います。町の事業計画全体を見直して先送りしていいものと、今すぐにでも計画し実行すべきものを再検討

すべきではないかと思っています。今後の融雪道路計画について、産業建設部長にお尋ねいたします。

○多賀吉一議長 岩本産業建設部長。

〔岩本正男産業建設部長 登壇〕

○岩本正男産業建設部長 町道の融雪道路設置計画はあるかのご質問にお答えいたします。

初めに、昨年度の大雪の際には、町道や歩道の除雪に地域の皆さまのご協力をいただいたことに対し、改めて感謝申し上げます。

現在、本町での消雪延長は町管理が21.6キロメートル、県管理が6.94キロメートルで合わせて27.54キロメートルとなっております。雪みち計画の中にある消雪パイプ整備計画では、おおむね消雪施設整備は完了していますが、現時点で町が管理する未整備の消雪路線は、横浜地内の都市計画道路本津幡横浜線で、都市計画道路事業にあわせて整備する予定としております。

なお、今後新たに整備するには大変大きな事業費が必要となることから、国の社会資本整備総合交付金を活用し実施していく必要がありますが、交付金を活用するには、日交通量、人家連担区域などの採択基準を満たす必要があります。ご指摘の太田地区の住宅地の南北につながる道路は、町道と区道が混在した箇所であり、交付金の採択基準を満たしていないため、事業実施は困難であります。本路線につきましては、従来どおり機械除雪により対応したいと考えております。

町といたしましては、昨年の大雪の教訓を生かし、より効果的、効率的な除雪体制づくりに努めるとともに、消雪施設設置についても必要性や効果など機械除雪と比較、検証を行い進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 大変難しいことはよく分かりましたし、町道と区道が入りまじっているとなお難しいという事情もあるということもよく分かりました。ただ、本当に積もってしまっただけになるとなかなか難しい、特に大雪のときは難しいと思いますので、いかに初動で機械も使って早くできるかという、多分また計画もいろいろ考えていらっしゃると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になります。

上下水道事業の官民連携は慎重にということでご質問いたします。

津幡町では、上下水道事業の包括的官民連携を進めるためにコンサルタントの会社に調査を依頼しています。安倍政権が水道民営化を可能とする水道法改定案の成立を目指しているのと軌を一にして、津幡町でも提案されたものと思います。

厚労省によると、水道事業の現状は法定の耐用年数を超えた水道管の割合が、2015年に13.6パーセント、2016年は14.8パーセントになっています。職員数もピーク時に比べて3割減になっています。一方、新しい水道管にかえる更新工事は進まず、厚生省によると2001年の更新率は1.54パーセント、2016年は0.75パーセントとなっています。この老朽管対策として民営化が推し進められようとしているように思います。国会で審議されていた水道法改正法案では、上水道施設の所有権を自治体が持ち、管理権を企業に委ねる形が提案されています。津幡町でも同じ説明が行われています。

上下水道事業の包括的官民連携については、現在コンサルタントの会社に調査を依頼している段階だから、その結果が出るまでは答えられないと多分言われるだろうと思います。それでも、

私が今回一般質問を行おうと思ったのは、結果が出た時点で意見を述べるのでは遅いと思ったからです。上下水道事業の包括的官民連携を考えた時点で、その方向に行きたいという町の思惑が透けて見えます。答弁を予測しながらも今意見を申し上げるのは、民営化はすべきではないと思うからです。

管理を民営化すれば儲けが必要となります。企業利益や役員報酬など公営では発生しないコストがかかりますし、水道料金の値上げも覚悟しなければならないでしょう。それでも民営のほうが安いとなれば、水道工務店の請負金額が下げられるということではないでしょうか。公営なら料金収入による利益は将来の設備更新に活用されますが、民営となれば企業の儲けとなるだけです。また、利益を上げようとするれば賃下げが行われたり、料金の値上げが行われる心配があります。また、災害が起きた場合にいち早く上下水道の復旧に取りかけられるのも公営であるからこそではないでしょうか。命の糧である水が企業の儲けの対象にされるということは納得できません。

海外ではどうなっているかという、フランスのパリ市では1984年に世界的水メジャー2社と公設民営で契約しましたが、水道料金が2.25倍になり、さらに財務の不透明さに市民から批判が高まり、2010年に再公営化されました。水道料金も8パーセント引き下げられました。アメリカのアトランタ市では1998年に公設民営で契約しましたが、泥水の地上への噴出や水道水への異物混入、汚濁などが起こりましたし、料金も毎年値上げされました。そのため2003年に市の直営となりました。ドイツのベルリン市では1999年に第三セクター化しましたが、出資者に8パーセントの株主資本利益率保証の密約を結んでいたことが発覚し、さらに設備投資不足と料金高騰を招き2013年に再公営化しました。

宮城県では、現に上工下水一体官民連携と称して、水道法の改正を前提に県企業局が水道事業者として認可を保持しつつ、管理運営を民間企業に委ねるコンセッション方式の導入を目指していますが、幾つもの問題点が指摘されています。コンセッションの導入の理由として、人口減少によって給水量が減少することで、将来的に経営が維持できないことを挙げています。しかし検討してみれば、明らかに供給過多になるダム建設や施設整備を進めたことに原因があることがはっきりしています。また、コンセッションにより管理運営権を譲渡した場合には、企業を日常的にチェックし、指導する体制と能力が必要となります。したがって、自治体は少なくとも現在の人数を削減することはできません。水道事業の高い公共性を維持、確保するためには、職員の人員削減を行うことはできないという矛盾を抱えることになります。宮城県では、高い公共性が求められる水道事業を守り、認可事業者としての責任を果たすと明言して、民営化ではないし、水道料金の設定も県が行うとしていますが、一方で自然災害等により発生する不可抗力のリスクは民間業者が担い切れないものとして免除していますし、今後の管理運営の最大の課題となる管路更新費用は県が負担するということを明確にしています。これでは、利益は民間業者に、負担は県民にということが危惧されます。さらに、部分的な業務委託期間は4年から5年となっていますが、コンセッションの導入に当たっては、四、五年では民間事業者が投資や人材育成に資金を投下することが困難だとして20年の長期契約を予定しているそうです。事業概要書では県が要求するサービス品質を達成できなかった場合の規定を定めています。この事実をもってしても民間事業者に委ねることに問題があることを物語っているように思います。

津幡町ではコンサルタントの会社に上下水道事業の包括的官民連携について調査を依頼していますが、その結果が出たとしても、十分な検討を重ね、町民の信頼を損なうことがないようにし

ていただきたいと思います。

現在津幡町では、老朽水道管はどれだけあるのでしょうか。更新工事はどこまで進んでいるのでしょうか。また、技術の継承は大切な問題だと思いますが、津幡町では技術のある職員が足りなくなっているのでしょうか。かほく市では合併により職員が減少し、このままでは上下水道事業が立ち行かなくなつたので官民連携に踏み切ったと伺っていますので、津幡町とは事情が違っているのではないかと思います。

環境水道部長にお尋ねします

よろしくお願いします。

○多賀吉一議長 榊田環境水道部長。

〔榊田和男環境水道部長 登壇〕

○榊田和男環境水道部長 上下水道事業の官民連携は慎重にとのご質問にお答えいたします。

本町の上水道は昭和32年、下水道は昭和56年に事業を開始しております。その間、新たな施設を整備する一方、施設の老朽化に伴う更新工事も実施しておりますが、今後、まだなお更新工事は増加することが確実となっております。それに加えて、中長期的には人口減少が見込まれることおよび節水機器の普及により収益の縮小が予想されていることから、将来的に経営状況の悪化が懸念されております。

ご質問にもありますとおり、本町の上下水道事業においてはその課題の解消に取り組むため、どのように運営していくのが効果的であるか、国の支援をいただきながら国内外の情勢や事例を踏まえて、官民連携を初めとした手法の調査、検討を行ってきました。そして、官民連携による事業運営手法には幾つもの方法や範囲があり、ご質問の運営権を企業に委ねる形も検討の選択肢の一つではありますが、現段階で決定した事項はございません。今後は、これまでの検討事項を踏まえて、町民へのサービスを向上させ、上下水道事業の健全経営にも資する効果的な手法や範囲について、内閣府の補助金を活用し、専門事業者に調査を委託するほか、今後、学識経験者を含んだ委員会を設置し意見を求めるなど、さらに検討を深めていくこととしております。

次に、老朽水道管はどれだけあるのか、更新工事はどこまで進んでいるかとの質問ですが、町が管理する水道管の総延長は、平成29年度末現在で約329キロメートルあります。そのうち、同年度末までに延長約78キロメートル、率にして63パーセントについて老朽管更新工事を行いました。残りの老朽管については、同年度末で約46キロメートル、水道管全体の約14パーセントとなっております。

次に、技術者が足りているのかとのご質問についてですが、住民ニーズが多様化し、業務も増加、多様化していることから人数に余裕はありませんが、事業運営に支障が出ないよう、今後とも技術者の育成に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上になります。

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 まだ決まっていないのは当然だと思いますが、丁寧に進めていくということをお聞きしましたので、そういう面では大変安心いたしました。ぜひいい結論を出していただきたいなと思います。今お聞きしました中で、更新率63パーセントというのもすごいなと思いましたし、技術者の育成にも力を入れているということで、それもいいなと思いました。

私なりに水道事業について学びたいと思ひまして、「水道の民営化・広域化を考える」という

本も読んだのですが、その中にも技術者の育成が大変大事だということも書いてありました。ただ、水道事業というのは大変難しくて、きょう質問しましたことも専門家の方から見れば、理解不足ゆえの意見というものもあったかとは思いますが。しかし、水道事業の会計を水道料金の形で負担するのは住民、利用者なので、必要な負担を納得するためにも、津幡町の水道事業はどんな問題を抱えているのか、水道事業においてなぜ包括的官民連携を今検討しているのかなど、情報を公開して共有する、住民のほうも学習に努める、そして一番よい方法をお互いに目指していくということが必要ではないかと思しますので、最後に再質問ではないのですが、今後、情報を公開、共有化していただきたいということについてのご返事だけいただけないでしょうか。

よろしくお願いします。

○多賀吉一議長 再質問ですか。

○10番 塩谷道子議員 再質問ではないのですが……。

○多賀吉一議長 再質問ですね、質問されているわけですから。

○10番 塩谷道子議員 そうですね、じゃあ再質問ということで、よろしくお願いします。

今後、そういう情報の公開とか、今どういう問題を抱えているかということ、ぜひ住民の方にも知らせていただきたいのですが、どうでしょうかという質問です。

○多賀吉一議長 通告にありますか。その今の再質問は。

○10番 塩谷道子議員 ないですね、要望みたいですがもんね。

これから進めていきますと言われましたので、いろいろ委員会も立ち上げて、その中で津幡町が抱えている水道の問題はこういうことがあるんですよということを、ただ委員会の中だけじゃなくて、町民にも知らせながら、理解を得ながらしていただきたいということを約束していただけないかということをお聞きしたのですが。

○多賀吉一議長 それは、約束とかそういうものではないでしょう。

○10番 塩谷道子議員 そうですか、大事なことだと思ったのに。

○多賀吉一議長 通告趣旨とは違うんじゃないですか、それは。やるかやらないかというのは、違うと思いますよ。

○10番 塩谷道子議員 慎重にしてくださいということの中身です。慎重にというのは、ただ町がコンサルタント会社の報告を聞いて、ただそういう方向に進めますって言わないで、ちゃんと町民にも情報を共有しながら慎重に進めてくださいと、そういう意味も込められていたのでお聞きしたのですが……。でもまあ、無理なのなら引き下がります。仕方ありません。でも、ぜひそういう気持ちで進めていただきたいと思しますので、よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、10番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 4番、八十嶋です。

本日、最後になります。3点だけ質問させていただきます。

それでは質問の1番に移ります。

熱中症対策、小中学校部活動制限への取り組みはということで質問させていただきます。

6月後半から続いた猛暑、そして一旦はおさまりかけましたが、8月後半から再び暑さがぶり

返しております。このような厳しい暑が続く中、小中学校の部活動において熱中症などに対し、健全な対策が講じられてきたのかをお尋ねしたいと思います。

まず初めに、大変厳しい暑が続く中、7月中旬にすでに全国教育委員会では、児童生徒が熱中症にならないように活動を制限するなど対策を講じてきた教育委員会が多数あると聞きます。中でも埼玉県戸田市、これはボートで有名ですが、教育委員会では、ことしの夏季休業の間、市内の最高気温が35度以上になると予想された場合に、小中学校の屋外活動を全面禁止することを決めた。小学校では例年行ってきた希望する児童の水泳指導についても、気づかないうちに大量の汗をかいたり、プールサイドが熱くなったりと熱中症になるリスクが大変高いため禁止したということ。それから、小学校の活動では気温が35度を下回る場合でも午前11時までに終え、児童を午前中に帰宅させること。中学校の部活動では、気温が35度以上の予報があれば練習を延期か中止になるようにも求めてきた。また、文化部金管バンド部は冷房がきいた部屋なら午前11時以降の練習も可能、その際は登下校時の気温に配慮すること。さらに、屋外活動のほかに冷房のきいていない体育館での活動も、気温が基準に達するとの予報があれば中止する。気温が基準を下回る場合も注意しながら活動するように求めたということでございます。

このことは、気象庁がことしの暑さについて命に危険を及ぼすレベルで災害との認識を示したことによるもので、教育委員会が児童生徒の安全を最優先した考え方として報告されております。

また、部活動自体中止の自治体もあります。岡山県津山市教育委員会では、7月24日に各中学に対して3年生が大会を終え、引退した部は8月の19日まで部活動の中止、そして今後大会を控えている部には活動時間を1日3時間以内とする制限をかけた。これについては、同市において部活動が原因で熱中症になった生徒が7月20日現在ですでに40名近くに上ったことが要因として報告されています。

このように、各自治体はさまざまな対策を講じ、今夏の小中学校部活動に制限を設け、熱中症対策に取り組んできたわけです。

そこでお尋ねいたします。

現在までに、当町において小中学校部活動にかかわり熱中症と報告された人数は何名か。先ほど冒頭に言いましたが、今夏の熱中症対策として小中学校部活動に制限を設けた自治体が多くあると述べましたが、町としても言うに及ばず取り組んできたと思います。その取り組み内容をお話してください。そして、現在まで取り組み内容がどのような形で浸透し、結果として効果を得られたか。

以上の点につき、学校教育課長にお尋ねいたします。

よろしくお願いします。

○多賀吉一議長 羽塚学校教育課長。

〔羽塚誠一学校教育課長 登壇〕

○羽塚誠一学校教育課長 八十嶋議員の熱中症対策、小中学校部活動制限への取り組みはとのご質問にお答えいたします。

初めに、ことしの夏の小中学校管理下での熱中症と報告された人数についてですが、大変厳しい暑が連日続く中、教職員が児童生徒の健康状態に例年にも増して注意を払い適切な対応を心がけた結果、現時点で熱中症での搬送者は一人も報告されておられません。しかし、ことしの夏の猛暑を考慮し今後の参考とするためにも、夏休み中の中学校部活動での軽度の熱中症と思われる

症例について、現在確認をしているところであります。

今年度の町教育委員会の熱中症対策については、機会を捉えて注意喚起を行いました。部活動等への活動制限に関する指示通達は行っておりません。しかし、学校現場ではおのおのの学校の判断で適宜さまざまな対策が行われております。特に夏休み期間中の主なものは、小学校ではプール開放時間の短縮や開放の中止、プールサイド日よけテントの増設、プールの水温上昇を抑えるための小まめな注水、学校登校日での集会の中止、集会時の扇風機の使用、またサマースクールではエアコンが設置された特別教室の利用などを行っております。中学校の部活動における主なものは、給水タイムの設定や乾湿計を設置し状況により運動の禁止や時間の短縮、熱中症対策のビデオを教員および生徒で視聴、また部活動時間について、一部の部で暑い時間を避け、早朝や午後3時半以降に変更するなどして対応しております。また、2学期始業式における対策としては、小中学校で始業式の時間短縮や一部の学校では開催場所を変更しております。

以上のように、町教育委員会の熱中症対策については、児童生徒の状態を注意深く観察できる学校現場の判断を重視し、おのおのの状況や施設環境にあわせ柔軟に対応することが適切であると考えております。今後も児童生徒が安心して部活動等の活動ができるよう学校と連携し、教育環境の整備を図っていききたいと考えております。

以上です。

○多賀吉一議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 特に教育委員会としては、そういう制限を設けていないということでございましたけれども、部によっては、途中で子どもが帰るというのも私は聞いております。そういうことを考えますと、そこに関係している監督、部長というのもそれは熱中症でなかったのかもしれませんが、やはりそういう事態が遭遇されるということもありますので、聞き取りなんかをしていただきたいなというふうに思いますので、特にですね、個別の死亡事故の発生で言いますと、新聞では梅雨明けで気温が上昇した時期、これが7月中に死亡事故が多いということ、それから8月上旬、そして8月下旬にかけて生徒たちの死亡事故が多いということが報告されております。あわせて気候もちょうど変わっておりますので、これからの9月中の運動会シーズン、これもやはり残暑が厳しいということもありますので、ぜひまた教育委員会としての制限がないということであっても注意喚起だけは怠らないようにぜひしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

教職員多忙化改善による学校閉庁日の取り組みはということで、質問させていただきます。

日本教育新聞社が全国の市区町村教育長を対象に、最近の教育界の動きや施策について尋ねたところ、教員の働き方改革の具体策などとして導入が進む夏休み期間中の学校閉庁日は、9割近くで設けられることが分かりましたと報告しております。土日を除くと3日間とする自治体が過半数を占めたが、最長で6日間としているところもあった。期間中の電話対応は、教育委員会事務局にかけるよう要請している自治体が多かったと調査内容は記載しております。

当町では、本年4月9日付で生涯教育課長より津幡町立学校における教職員多忙化改善に向けた取り組み方針として、津幡町立学校施設、体育館、グラウンドの閉庁日について各サークル、教室に発信されています。期間は8月13日の月曜日から8月16日の木曜日の4日間が今年度の学校閉庁日となり、この間は体育館およびグラウンドの開放についても使用不可ということで、内

容がそういうことでありました。

私は当初この知らせを見たときには、初めての試みでもあることから、正直言いまして、施設の休みが4日もあるのかなというふうに多少の違和感を持ちましたが、昨今の教員の働き方改革の一環としての取り組みならば、一方では評価をしたいという思いになりました。また、休みの設定に関しても旧盆の時期であり、加えてことしは大変な猛暑でしたし、対応とすれば大変よかったのではと感じております。

このような8月中旬を中心に各地で設けられている学校閉庁日を、冬季の休業中にも実施する動きがあると聞きます。京都市の教育委員会では、本年度の12月29日から1月3日までの休みに続けて2日間以上の学校閉庁日を設けることを市立学校と幼稚園に求め、ことしの12月の27日、28日と1月4日の期間に教職員に年次休暇を取得してもらい、8日間以上続けて教員を休ませることを可能としたと聞きます。私たちは、教員に関してはなかなか多忙化というのが分からないのが現状ですけども、こういった年始とか夏休みの休みというのは身近なところで教職員の働き方改革が進んでいるのかなというような気がいたします。

そこでお尋ねいたします。

1点として、ことし初めて設けられた当町の夏休み期間中の学校閉庁日の評価について。

また2点目に、今申し上げましたが、幾つかの自治体が進める年末から年始にかけての新たな学校閉庁日の動きに対する当町の考えと導入の意思は。

これら2点について、吉田教育長にお尋ねいたします。

○多賀吉一議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 教職員多忙化改善による学校閉庁日の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

町教育委員会では、今年度より教職員の多忙化改善に向け幾つかの達成目標を掲げ、取り組みを進めております。その取り組みの一環として、夏季休業中の石川県内一斉のリフレッシュウィーク期間中に学校閉庁日を設定しました。本町では、今年度は8月13日から16日までの4日間を学校閉庁日とし、夏季特別休暇や年次有給休暇などの取得により教職員の元気回復期間としました。初の学校閉庁日の取り組みにつきましては、年度当初より保護者に周知文書を配付してご理解をいただくとともに、教職員にも勤務態様について理解を求めるなど準備をまいりました。また、学校閉庁期間中の緊急連絡は、町教育委員会学校教育課で受けることとし、広報つばた8月号や各学校の学校だよりでも周知をいたしました。

ご質問1点目の、今年度の学校閉庁日の評価についてですが、教職員からは、ちょうどお盆期間でもあったため、久しぶりに連続してゆっくり休養をとることができた、4日間の学校閉庁に特に問題はなく、保護者にも理解されていたなど肯定的な声が聞かれました。その一方で、小動物の餌やりや草花の水やり、プールの水質管理などの当番があり、完全に休業とはならなかったという声もあり、細かな部分での課題はまだ残されていると言えます。今年度は学校閉庁期間中の緊急連絡はなく、実施後の苦情や意見につきましても現時点では寄せられておりません。初の取り組みとしては、一定の成果があったものと評価しております。

次に、2点目の年末から年始にかけての学校閉庁日の実施についてですが、教職員の多忙化改善に向けた取り組みとして効果は期待できるとは思いますが、本町では、現時点では今年度の導

入は考えておりません。今後、県内他市町との情報交換を図りながら、次年度以降の導入については判断をしてみたいと思っています。

まずは、次年度以降も実施予定である夏季休業中の学校閉庁日のほか、教職員の本務以外の業務の削減、最終退庁時刻の徹底などの日々の取り組みを確実なものとしていきたいと考えております。

今後も教職員の多忙化改善に向けた取り組みにつきましては、保護者や地域の皆さまのご理解をいただきながら、できるところから着実に進めてまいりたいと思います。

○多賀吉一議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 今お聞きしまして、私たちが分からない部分、例えばそういう休みであつても小動物の餌やりとかというお仕事もあるなというふうに思いましたので、これらを踏まえていろんな経験の上で、また年末年始のことも将来発生するのかもしれないし、ぜひまたいろんな経験を参考にして取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

防災力向上へ広く町民に呼びかけよということで、質問させていただきます。

ことしで23回となる津幡町防災総合訓練が8月26日に行われました。町が行う年1回の防災総合訓練でもあり、改めて防災に対する意識を考えるよい機会となりました。また、各地域において自主防災訓練が身近に行われているとはいえ、町の防災総合訓練は関係機関一同が訓練を行う機会と場であり、おのこの立場を知る上でも意義ある訓練と考えます。

さて、本年6月、新聞紙上に防災力向上へ全戸訪問、小松市消防本部5年計画で4万2,000世帯と見出しが掲載されていました。これによりますと、火災、大雨による水害や大地震などの被害を最小限に抑えるため、小松市消防本部は今年度から市内全4万2,000世帯を訪問し、消火器設置の呼びかけ、最寄りの避難所の周知など、全戸訪問プロジェクトを実施する。町内会などでつくる自主防災組織や民生委員らの協力を得て5か年計画で住民の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進するとのことでありました。詳しい内容として、全戸訪問は1992年以来であり26年ぶりとなる。この専門チームを消防職員12人とし、現構想内容では、火災予防に関しては職員が住民に対し消火器の設置、周辺に燃えやすいものを置かない、たばこの吸い殻の正しい処理等を求め、また大地震への対応では発生した際、速やかに火を消すこと、家具類を金具で固定することの呼びかけであり、また大雨、洪水対策では避難勧告、避難指示の用語の正しい理解のほか、地震、水害のハザードマップを周知し利用を促すことを想定しているとのことでありました。さらに小松市消防本部は、昨年9月、市民約2,000人を対象に防火・防災に関する意識調査を実施した。これは2002年の結果と比較したところ、消火器の設置率が69.1パーセントから55.7パーセントに下がったということ、地震、水害のハザードマップについては利用しているとの回答が31.1パーセントにとどまり、35.1パーセントが知らないと回答するなど、防災意識の低下が懸念される結果となりました。このことから、市内全域の戸別訪問を実施し、防災力の向上を図ることが必要と判断したと述べております。これはモデル地区を選定し、戸別訪問を試行し、支障がなければ本格実施するということをごさいます。消防本部は、地域ぐるみでさまざまな災害に対応できる力をつけたいと述べています。

石川県は、幸いにして災害が比較的少ない地域です。しかしながら、そのことがかえって災害を過小評価し、自分のところは大丈夫といった思いが県民の中にも多少あるようにも思います。

防災力向上のための施策はさまざまな形で行われていると思いますが、小松市消防本部のようにアンケートを実施し防災意識を確認することや、全世帯を回りじかに住民と接し防災知識を高めることは住民にとっても大切なことであると考えます。ぜひ本格実施していただきたいと願っております。

そこでお尋ねいたします。

町消防本部がこれまで取り組んできた防災力向上の施策について、まず1点。

それから、小松市消防本部の全戸訪問の施策の評価、評価と言いましてもこれからになると思いますけれども、町としてこのようなことを取り組む考えはあるのか。

以上2点について、松浦消防長にお伺いいたします。

○多賀吉一議長 松浦消防長。

〔松浦清市消防長 登壇〕

○松浦清市消防長 防災力向上へ広く町民に呼びかけよとのご質問にお答えいたします。

平成29年中の本町における火災発生件数は5件で、10年前と比較して約6割減少し、年々減少傾向にあります。この減少は、町民一人一人の防火意識の向上によるものと考えております。その一方で、近年各地で発生する地震や豪雨等による自然災害では、家屋倒壊や土砂崩れ等により多くの犠牲者が発生しており、議員ご指摘の防災力向上は、このようないつ起こるか分からない災害に対応するために必要不可欠であると認識しております。

まず1つ目のご質問、町消防本部がこれまで取り組んできた防災力向上の施策についてですが、火災予防対策として昭和56年に津幡町子ども女性防火委員会を結成し、幼年期からの火に対する正しい防火教育と各地区における防火座談会を通して住宅防火対策の必要性を呼びかけております。平成27年からは火災警報器の設置率調査と未設置宅における指導のための戸別訪問を行い、現在、町内全世帯数の約1割に当たる1,336世帯で完了しており、今後、町内全世帯を対象に行う予定です。また、ひとり暮らしの高齢者宅については年2回の火災予防運動期間中に女性消防団員と戸別訪問を実施し、火災を含めた防災対策の啓発を行っております。

地震を含めた防災対策としては、各地区に結成された9つの自主防災クラブが行う避難、消火、救護といった各種訓練の企画と指導に消防職員が立ち会い、訓練を通して防災対策の備えや必要性を指導しています。中にはハザードマップを使用した図上訓練を実施しているクラブもあり、年々参加者の防災意識の向上が見られます。

次に2つ目のご質問、全戸訪問の評価と町として取り組む考えはについては、全戸訪問は、直接町民と接することで防火、防災の指導ができることから、現在行っている火災警報器の戸別訪問時に普及、啓発を行うとともに各種イベントにあわせて防火、防災に関するアンケートを実施し意識調査を行ってまいりたいと考えております。

災害発生初期には、自助、共助なくしては災害に対処することは困難であります。今後ともさまざまな手法を検討し、自発的な防災活動への参加促進を図るなど町民の防災に関する意識を高めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○多賀吉一議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 さまざまな形で防災力向上に対して取り組んでおられることが分かりました。また加えて、町民とじかにお話することで、またその思いが直接伝わることは大変いいことだと思いますので、ぜひまた取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○多賀吉一議長 以上で、4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜散 会＞

○多賀吉一議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時17分

平成30年 9 月11日 (火)

○出席議員 (16名)

議 長	多 賀 吉 一	副議長	森 山 時 夫
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
8 番	角 井 外喜雄	9 番	酒 井 義 光
10 番	塩 谷 道 子	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	山 本 幸 雄
税 務 課 長	細 山 英 明	町民福祉部長	小 倉 一 郎
町 民 課 長	伊 藤 和 人	福 祉 課 長	中 村 豊
健康推進課長	葉 名 貴 江	子育て支援課長	山 嶋 克 幸
産業建設部長	岩 本 正 男	都市建設課長	酒 井 英 志
農林振興課長	八 田 信 二	交流経済課長	吉 岡 洋
環境水道部長 兼生活環境課長	榊 田 和 男	上下水道課長	山 崎 勉
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 田 新太郎	監査委員事務局長	宮 崎 寿
消 防 長	松 浦 清 市	消 防 次 長	長谷川 優
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長 兼教育総務課長	竹 田 学
学校教育課長	羽 塚 誠 一	生涯教育課長	本 多 延 吉
河北中央病院事務長	田 縁 義 信	河北中央病院事務課長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議 事 係 長	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	山 崎 明 人	総務課長補佐	有 沢 雅 子
企画財政課主査	高 倉 喜 美	監 理 課 主 査	山 本 匡 教

○議事日程（第3号）

平成30年9月11日（火）午後1時30分開議

日程第1 議案第61号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第3号）から

議案第67号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例についてまで
請願第6号および請願第7号

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 同意第3号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第3 議会議案第4号 公立小中学校へのエアコン設置を促進するための財政支援の拡充
を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第5号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書

議会議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○多賀吉一議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○多賀吉一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○多賀吉一議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

＜議案等上程＞

○多賀吉一議長 日程第 1 議案第61号から議案第67号まで、請願第 6 号および請願第 7 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○多賀吉一議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

八十嶋孝司総務産業建設常任委員長。

〔八十嶋孝司総務産業建設常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、総務部長、産業建設部長、環境水道部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第61号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 7 項 防犯と交通安全対策費

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境衛生費

第 3 項 清掃費

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

第 2 項 交通政策費

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

第 4 項 都市計画費

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

第2表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。
次に、議案第64号 平成30年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、
議案第65号 平成30年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）、
議案第66号 平成30年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）、
以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第6号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○多賀吉一議長 荒井 克文教福祉常任委員長。

〔荒井 克文教福祉常任委員長 登壇〕

○荒井 克文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議案第61号 平成30年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款	総務費	第3項	戸籍住民登録費
第3款	民生費	第1項	社会福祉費
		第2項	児童福祉費
第4款	衛生費	第1項	保健衛生費
第10款	教育費	第1項	教育総務費から
		第6項	保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。
次に、議案第62号 平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、
議案第63号 平成30年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）、
以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第67号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第7号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○多賀吉一議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○多賀吉一議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○多賀吉一議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「1番、森川」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 1番 森川 章議員。

〔1番 森川 章議員 登壇〕

○1番 森川 章議員 議席番号1番、森川 章です。

私は、請願第6号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を求める請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

初めに、このキャッシュレス社会の考えや時代の流れは第4次産業改革であり、世界的にも時代がそうになっていることは理解をするとともに、私自身もキャッシュレスを少しは利用しています。利点も感じています。私が利用しているキャッシュレスは、電子マネーと言われるものやPAYと言われるオンライン決済サービスなどを利用しています。このサービスを提供しているのは、大手量販店やコンビニエンスストアチェーン店です。そして、インターネット販売等のサイトであります。しかし現在、利用できるお店は限られているのです。

津幡町で電子マネーやオンライン決済が利用できる店舗はどのくらいあるのでしょうか。また、キャッシュレス社会に対して多くの方々が賛成をしているのでしょうか。

情報堂生活総合研究所の2017年12月に集計したデータによりますと、キャッシュレス社会に賛成は48.6パーセント、反対が51.4パーセントというデータが出ています。また、地域の商店がキャッシュレスに対応できるようになるためには、レジをPOSレジなどにするなど投資が必要となります。また、タブレットなどを導入する。これもまた投資が必要となります。このことで、地域の商店は踏み切れないという状態にあります。請願にも書かれているように、消費者が現金に不満を持っていない生活があるのです。普通に買い物をするときに現金でやり取りすることに困難がないからです。

現実的に津幡町の商店がこのキャッシュレス社会になるためにはハード面やソフト面の投資が必要になるわけで、請願に書かれているような手数料のあり方やポイント制度のインセンティブ措置では二の次であると感じられ、現実を理解していない国や都市部、そして大手企業の考えた内容になっていると思われます。

新しいビジネスモデルや2020年オリパラ等の外国人が日本に来て利用するキャッシュレスサービスの普及は中国のAlipayやWechatpayなどの普及、欧米のApplepayなどの外国人向けのサービスが充実すればいいものだと思います。その国々はキャッシュレスが普及している国々であり、現金から移行せざるを得なかった国の事情があったのだと思われます。外国人が訪れる都市部や観光地などインバウンド需要があるところは、充実すればよいのだと思います。

私は、このキャッシュレス社会は世界的な流れであると感じていますし、また私自身も思っ

います。しかし、地域間では投資に見合う収入が確保できるのか、津幡町において考えると、津幡町の商店や美容室、飲食店はどうなるのかと感じます。地域の声を上げる地方議会として、請願の要望する4項目の内容が、国や都市部や大手企業の考えを求めるもので、地域や中小企業、個人事業の経済が求める投資が最重要と考えられることについては触れられてはいません。地域経済が疲弊してしまうおそれがあると感じてしまい、地域の商店から不安や反対する声も聞くことがあります。

以上の点を鑑み、議員各位の賛同を求め、私の討論を終わります。

○多賀吉一議長 ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 2番 竹内竜也議員。

〔2番 竹内竜也議員 登壇〕

○2番 竹内竜也議員 2番、竹内竜也です。

請願第6号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を求める請願に対し、賛成の立場で討論いたします。

請願趣旨の中で、諸外国におけるキャッシュレス決済比率の高さについて言及されていますが、その背景には金融取引に関する慣習や国民の意識、感覚、社会インフラの整備状況などあまたの要素が複雑に絡むようですが、翻って日本におけるその低さについては、治安状況、現金そのものに対する信頼性、現金の入手には現状として欠かせないATMの利便性が抜群によいことなどが指摘されます。

しかし、インターネット技術の飛躍的な進化によって、あらゆるものが情報技術の対象とされ、それこそ国境や時間などの枠組みとは無関係に、すさまじいスピードで地球規模での移動を繰り返す時代がすでに到来しており、決済手段についてももちろんであって、いや応なしにこうした渦に巻き込まれていかざるを得ないのが現状なのでしょう。つまり、金融取引をめぐる時間は時間、距離、国境などの制約は存在せず、もはや意味を失いつつあると言っても過言ではないということです。私たちの暮らしの中では、すでにクレジットカード、電子マネー、デビットカード、モバイルウォレットなどキャッシュレス決済の波が押し寄せており、電子マネーだけをとっても流通業界ではWAON、nanacoなど、鉄道関連ではSuica、ICOCA、PASMOなどがある程度の互換性を持ちながらも互いにしのぎを削り、Ponta、Tポイント、dポイントなどのいわゆるロイヤルティポイントも含めれば、意識せずともその渦の中に巻き込まれていることは明白です。あまたの技術革新によって、これまでの常識や感覚では想像もつかないような地球規模での変革が当たり前に起こってくるでしょうし、その最たるものが、くだんのキャッシュレスなのかもしれません。

ただし、このようなこれまでに経験したことのない大きな変化に対しては豊かな想像力を働かせ、それこそ日の当たりにくい部分にこそ、しっかりと手当てをすることが求められるでしょう。可能性にあふれた利便性の高い画期的技術であればこそ、その光に対する影の部分も濃いものとならざるを得ません。大都市に対して地方都市、特に人口規模、経済規模の小さな町などでは抱える事情もそれぞれに異なるのは当然のことですし、目覚ましい速さで押し寄せる新しい技術から一般的には取り残されがちになりやすい高齢の方やお子さんたちへの十分な配慮の必要性も殊さら強調されなければなりません。

また、キャッシュレスが進んでいく上でのコスト、特に小規模事業者が求められるであろう負

担について考えなければなりませんし、いわゆるビッグデータ化もあわせて進行することは間違いないわけですから、しっかりとした法整備やガイドラインの設定などを通じた本来あるべきビジネスモデルの構築はもちろん、サイバー犯罪を含めた情報セキュリティに対する不安にもしっかりと対応すべきことを求めていく必要があります。

j コインの構想も進められており、このようなビジネスモデルの変革に対しては大きな期待が寄せられているように、この先数年のわずかな間に、キャッシュレス化が格段に進むと思われます。これまで国内だけでも多種多様でばらばらであった電子決済サービスも、それぞれ歩み寄らざるを得なくなるでしょう。決して経済至上主義に陥るのではなく、あくまでも消費者本位であること、金融に対する安全、安心に寄与し信頼性を高める努力、人口減少に伴う労働力不足の解消に向けた産業イノベーションにつなげるべく、産・官・学が垣根やその抱える事情、背景を超えて逃げることができないであろう地球規模でのキャッシュレスの流れに先を打って対応をとるべきことを求める今回の請願に対し、付託委員会における審議結果をしんしゃくし賛意を表明し、あわせて議員の皆さんにはご賛同をお願い申し上げ、以上、2番、竹内竜也の討論を終わります。

ありがとうございました。

○多賀吉一議長 ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党、塩谷です。

私は、請願第6号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を求める請願に反対の立場で意見を述べます。

請願にもありますように、政府は今後10年間でキャッシュレス決済を倍増しようとしています。経産省ではすでに予算化もしています。政府が進めているからよしとするのではなく、その内容に問題はないのかと考えることが必要だと思います。一部でキャッシュレス決済が行われることとキャッシュレス社会の実現の間には大きな差があります。キャッシュレス社会に進むには幾つもの問題があると私は思いますが、この請願を見る限り問題意識が共有できていないように思います。

私が心配していることは、主に次の3点です。

第1点は、現金難民をつくり出すのではないかと、高齢者や低所得者を置き去りにするのではないかとことです。キャッシュレス社会は、人生の大半を現金で過ごしてきた高齢者に惑いを起こさせ、適切な対応が困難となるおそれがあります。スマホはもちろん、インターネットも使わない方はまだまだ多いと思います。その方々に対する対策をどうするのか全く分かりません。詐欺などの新たな被害者が出ることも考えられます。

第2点は、セキュリティは安全なのかということです。ネットにつながっている限りプライバシーの保護はいつでも大きな問題となっています。カード被害やプライバシーの漏えい問題など、今でも社会問題化しています。セキュリティは絶対安全ということはありません。

第3点は、停電になったときの被害の大きさです。今回の北海道の地震災害では大きな停電があり、その影響は全国に波及しました。日本全国が広くつながっていることを再認識させられました。キャッシュレス社会になっておれば、その影響はかなり大きいと思います。マスコミが繰

り返し伝えていることは、北海道の地震は全国どこでも起こり得るということです。豪雨と地震などの複合災害になる可能性とその被害の大きさは、今までの常識を超えています。

高齢化社会や格差と貧困の広がりという日本の現状を無視して進めようとするキャッシュレス社会に、国民的合意は得られないと思います。結論ありきではなく、丁寧な問題点の洗い出しと、支援のあり方の検討こそ必要です。

以上のような問題意識のもとで、私は本請願には賛成できません。

以上で、私の討論を終わります。

○多賀吉一議長 ほかに討論はありませんか。

〔「13番、道下」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博です。

私のほうからは、請願第6号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を求める請願について賛成の立場で、また紹介議員といたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較しますと、キャッシュレス化が進展している国は40パーセントから60パーセント台であるのに対し、我が国は20パーセントにとどまっているのが現状です。

日本でキャッシュレス支払いが普及しにくい背景として、治安のよさや偽札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていること、さらには店舗における端末負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題等が挙げられています。しかし、近年は実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの登場等、キャッシュレス推進の追い風となる動きも見受けられます。政府も平成26年に閣議決定された日本再興戦略改定2014において、2020年オリパラ等を踏まえ、キャッシュレス化に向けた対応等を検討するなど、これまで4回にわたりキャッシュレス推進の方針を打ち出してきました。

平成30年閣議決定の未来投資戦略2018では、今後10年間、2027年6月までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指すとしています。4割ということは10人のうち4人ということになります。例えばお年寄りの方が使いにくいという方については、このキャッシュレス化に向けた請願が通り、そして意見書となって、現実に政策として反映されたとしても、現金がなくなるわけではありませんので、ご安心をしていただきたいと思います。

キャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払いの利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現につながるなど、経済全体に大きなメリットがあることから、政府においては下記の項目を実現するように求めています。

1番目として、実店舗等がコスト負担している支払い手数料のあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革のための環境整備を行うこと。

2番目に、地域商店等と連携したポイント制度などのインセンティブ措置を検討し、消費者に対する利便性向上を図ること。

3番目には、QRコード等のキャッシュレス支払いに関する技術的仕様の標準化を行うなど、サービスの統一規格や標準化等を整備すること。これは、中国などはQRコードを使っているそ

うです。

4 番目には、産・官・学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス支払いを通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを推進すること。

この4点について、実現を求めています。

時代に逆行するような後ろ向きな考え方等に左右されることなく、この請願主旨にありますように、キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を求める請願に各議員の皆さまのご賛同をお願いし、私からの討論を終わります。

○多賀吉一議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○多賀吉一議長 これより議案採決に入ります。

議案第61号から議案第67号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第67号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第6号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第6号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者10人 不起立者5人〕

○多賀吉一議長 起立多数であります。

よって、請願第6号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第7号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○多賀吉一議長 起立全員であります。

よって、請願第7号は、採択とすることに決定いたしました。

＜同意上程＞

○多賀吉一議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第3号 津幡町教育委員会委員任

命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、9月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今9月会議に提出させていただきました議案のうち、決算審査特別委員会に付託されました案件を除き、全てご決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

加えまして、会議再開初日の9月4日、台風21号への対応のため、津幡町災害対策本部を設置したところでございますが、その際には町議会の迅速な延会のご決断をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。台風への対応や被害の概要につきましては、昨日の議会全員協議会でご報告をさせていただいたとおりでございます。まだまだ9月は台風の発生時期でございます。今後も緊張感を持って対応してまいりますので、議会の皆さまのご理解をお願いする次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第3号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育委員会委員4人のうち、正元喜博氏が平成30年9月30日をもって任期満了となることから、後任に津幡町字太田い27番地2 越村 崇氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明を申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○多賀吉一議長 お諮りいたします。

同意第3号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○多賀吉一議長 同意第3号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、同意することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○多賀吉一議長 日程第3 議会議案第4号を議題といたします。

荒井 克文教福祉常任委員長提出の議会議案第4号 公立小中学校へのエアコン設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を求めます。

荒井 克文教福祉常任委員長。

〔荒井 克文教福祉常任委員長 登壇〕

○荒井 克文教福祉常任委員長 公立小中学校へのエアコン設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書。

本意見書は、文教福祉常任委員会を代表して、私、荒井 克が提出するものでございます。

近年、地球温暖化などの影響を受け、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっており、今夏においても連日にわたり真夏日や猛暑日を記録し、命にかかわる危険な暑さが続く状況となっています。小中学校校舎内でも温度が上昇し、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は28度以下が望ましいとされているにもかかわらず、その温度を超えた教室が多数存在していると考えられます。こうした中、児童生徒が長い時間を過ごす学校内の環境を整備する上で、全教室にエアコンを設置することは極めて緊急度の高い施策と言えます。また、設置済みの自治体と未設置の自治体とでは教育環境に大きな差異が生じており、早急な是正が必要であることから、政府に対し、未来を担う児童生徒の教育環境を改善するため、公立小中学校普通教室へのエアコン設置促進に対する財政支援を大幅に拡充するよう強く要望するものであります。

議員の皆さまのご賛同をお願いいたします。

＜質 疑＞

○多賀吉一議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○多賀吉一議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○多賀吉一議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第4号 公立小中学校へのエアコン設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○多賀吉一議長 起立全員であります。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時08分

〔再開〕 午後2時20分

○多賀吉一議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第6号および請願第7号の採択に伴い、議会議案第5号および議会議案第6号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第5号および議会議案第6号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○多賀吉一議長 追加日程第1 河上孝夫議員ほか2名提出の議会議案第5号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書、道下政博議員ほか2名提出の議会議案第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を一括して議題といたします。

＜提案理由・質疑・討論の省略＞

○多賀吉一議長 お諮りいたします。

議会議案第5号および議会議案第6号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀吉一議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第5号および議会議案第6号については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○多賀吉一議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者11人 不起立者4人〕

○多賀吉一議長 起立多数であります。

よって、議会議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第 6 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者 0 人〕

○多賀吉一議長 起立全員であります。

よって、議会議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

以上、本 9 月会議で可決されました議会議案第 4 号から議会議案第 6 号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉議・散会＞

○多賀吉一議長 以上をもって、本 9 月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成30年津幡町議会 9 月会議を散会いたします。

午後 2 時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 多賀 吉一

署名議員 角井 外喜雄

署名議員 酒井 義光

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表	7
1. 決算審査特別委員会委員の選任について	9

平成30年津幡町議会9月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	3番 井上新太郎	1 避難所運営体制は整備されているか	総 務 部 長
		2 被災者受け入れホームを公募せよ	町 長
2	7番 森山 時夫	1 県外者に定住促進を	町 長
		2 国道8号加茂高架橋から緑が丘交差点間の視線誘導標を早急に修復せよ	産業建設部長
		3 国道8号出入り口路肩の除草の実施について	産業建設部長
3	13番 道下 政博	1 財政の健全化について、今後10年の将来予想推計と考え方を問う	町 長
		2 全小中学校に対し、児童生徒の荷物を軽くする取り組み状況を聞く	教 育 長
		3 行政サービス向上を目指すため、A I（人工知能）の活用促進を	総 務 部 長
4	2番 竹内 竜也	1 水道事業の広域連携に伴う水道料金について	環境水道部長
		2 公文書における性別欄について	総 務 部 長
		3 消防団員の準中型運転免許等取得に対する公費負担について	消 防 長
5	1番 森川 章	1 手話言語条例について問う	町 長
		2 不登校の問題に対し取り組みを改善せよ	教 育 長
		3 児童虐待防止について	町民福祉部長
		4 防災士の活用について	総 務 課 長
6	6番 荒井 克	1 防災マップに災害ごみの仮置き場を示せ	環境水道部長
		2 新成人年齢で当町成人式日の移行は	町 長
7	5番 西村 稔	1 防災意識の啓発について	町 長
8	10番 塩谷 道子	1 津幡町役場で障害者の雇用は正しく行われているのか	総 務 部 長
		2 通学路に危険なブロック塀はないのか	学校教育課長
		3 町道の融雪道路設置計画はあるのか	産業建設部長
		4 上下水道事業の官民連携は慎重に	環境水道部長
9	4番 八十嶋孝司	1 熱中症対策、小中学校部活動制限への取り組みは	学校教育課長
		2 教職員多忙化改善による学校閉庁日の取り組みは	教 育 長
		3 防災力向上へ広く町民に呼びかけよ	消 防 長

平成30年9月11日

津幡町議会議長 多賀吉一様

提出者 津幡町議会文教福祉常任委員長 荒井 克

公立小中学校へのエアコン設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

公立小中学校へのエアコン設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書

近年、地球温暖化などの影響を受け、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっており、今夏においても連日にわたり真夏日や猛暑日を記録し、命にかかわる危険な暑さが続く状況となっている。

こうした中、小中学校校舎内でも温度が上昇し、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は28度以下が望ましいとされているにもかかわらず、その温度を超えた教室が多数存在している。児童生徒が過酷な環境の中で学習を強いられるだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

文部科学省によると、公立小中学校の普通教室におけるエアコン設置率は平成29年4月1日現在で49.6パーセントとなっており、半数以上の自治体が未設置の状況である。今後も夏季の猛暑が続く可能性を考慮すれば、児童生徒が長い時間を過ごす学校内の環境を整備する上で、全教室にエアコンを設置することは極めて緊急度の高い施策と言える。また、設置済みの自治体と未設置の自治体では教育環境に大きな差異が生じており、早急な是正が必要である。

しかしながら、学校施設においては、これまで耐震化に優先的に取り組んできており、今後も老朽化対策や防災機能強化などの課題があることから、地方自治体の厳しい財政状況下で、これらの対策とともにエアコンの設置を実施することは大変困難となっている。

よって、政府におかれては、未来を担う児童生徒の教育環境を改善するため、公立小中学校普通教室へのエアコン設置促進に対する財政支援を大幅に拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月11日

津幡町議会議長 多 賀 吉 一 様

提出者 津幡町議会議員 河 上 孝 夫
賛成者 津幡町議会議員 竹 内 竜 也
同 津幡町議会議員 谷 口 正 一

キャッシュレス社会の実現を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

キャッシュレス社会の実現を求める意見書

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40パーセントから60パーセント台であるのに対し、我が国は20パーセントにとどまっているのが現状である。

日本でキャッシュレス支払いが普及しにくい背景として、治安のよさや偽札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていること、さらには店舗における端末負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題等が挙げられている。しかし、近年は実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの登場等、キャッシュレス推進の追い風となる動きも見受けられる。

政府も平成26年に閣議決定された日本再興戦略改訂2014において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を踏まえ、キャッシュレス化に向けた対応策を検討するなど、これまで4回にわたりキャッシュレス推進の方針を打ち出してきた。平成30年閣議決定の未来投資戦略2018では、「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」としている。

キャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払いの利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、経済全体に大きなメリットがある。

よって、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

- 1 実店舗等がコスト負担している支払い手数料のあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革のための環境整備を行うこと。
- 2 地域商店街等とポイント制度などのインセンティブ措置を検討し、消費者に対する利便性向上を図ること。

- 3 QRコード等のキャッシュレス支払いに関する技術的仕様の標準化を行うなど、サービスの統一規格や標準化等を整備すること。
- 4 産官学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス支払いを通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月11日

津幡町議会議長 多賀吉一様

提出者	津幡町議会議員 道下政博
賛成者	津幡町議会議員 森川章
同	津幡町議会議員 森山時夫

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受けとめ、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって、政府におかれては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 平成28年度に政府が策定した児童相談所強化プランを拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する児童相談体制改革を行うこと。
- 3 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情

報共有できるシステムを新たに構築すること。

- 4 全国共通ダイヤル189を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間にまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
- 5 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年津幡町議会 9 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第61号	平成30年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第7項 防犯と交通安全対策費 第4款 衛生費 第2項 環境衛生費 第3項 清掃費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第2項 交通政策費 第8款 土木費 第2項 道路橋梁費 第4項 都市計画費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 地方債補正	原案可決
議案第64号	平成30年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第65号	平成30年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第66号	平成30年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）	〃
請願第6号	キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成30年津幡町議会 9 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第61号	平成30年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第62号	平成30年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第63号	平成30年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第67号	津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について	〃
請願第7号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出を求める請願	採 択

選任第 1 号

決算審査特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、決算審査特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 3 0 年 9 月 4 日

津幡町議会議長 多 賀 吉 一

決算審査特別委員会委員
森川 章
竹内 竜也
八十嶋孝司
荒井 克
森山 時夫
酒井 義光
塩谷 道子